

第 6 回 協 議 会

(平成 1 5 年 6 月 5 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 6 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 5 年 6 月 5 日

開催場所 西伯町役場 2 階会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫
板 秀樹 橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子 西伯町地籍調査室長 松原日出雄
会見町地籍調査室長 岩田 和徳 会見町建設課長 米澤 睦雄
西伯町建設水道課長 藤原 良一 会見町町民生活課長 野口 晃
西伯町町民生活課 生田 和久 会見町議会事務局長 武田 千之
西伯町議会事務局長 寄田 憲文

(午後1時30分 開 会)

奥山合併推進室長 それでは時間になりましたので、ただいまから始めさせていただきますと思います。

協議会委員の皆さん、傍聴者の皆さん、また報道各社の皆さん、合併協議会に御出席またはお出かけいただきましてありがとうございます。合併協議会の合併協議推進室の奥山と申します。よろしくお願いいたします。

6月に入りまして梨とか柿の袋掛・摘果の作業が進んでおるわけではありますが、農作業一段落した時ではないかというふうに思うところでございます。

本日6月5日は、来年の平成16年10月1日の合併まで、カウントダウンで申し上げますと、484日前になる訳でございます。引き続きまして合併協議への取り組みに御協力をお願いいたしたいというふうに思います。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第6回会議を開催させていただきたいと思えます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。鳥取県市町村振興課分権推進室長の亀井委員は、公務のため欠席でございます。したがって、委員の皆さん、17名のうち、16名の方は出席でございます。

本協議会の会議の成立条件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第6項の規定では、委員の半数以上の出席で成立するというふうになっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程によりまして進めさせていただきたいというふうに思います。

まず、会長のあいさつであります。西伯町長、坂本町長よりご挨拶をお願いいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思えます。

先ほどもございましたけれども、春の農作業も一段落いたしまして、ほっと一息入れておられる今日このごろではないかと思えます。今日は第6回の合併協議会を御案内いたしましたところ御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

5月の18日の日曜日にいわゆるまちづくり委員さん、お集まりをいただきまして、まちづくりビジョンについての御説明などいろいろさせていただきました。そして19日には第5回の合併協議会をいたしまして、それぞれの事項について御協議をいただいてまいりましたが、その折に名称の募集が随分少ないと、応募が少ないということで、委員さん

方に特にまたお願いをしまいたところでございます。5月の末締めまして、700にも及ぶこの応募があったということを知りまして、本当にうれしく思っております。委員の皆様方の積極的な働きかけもいただいたのではないかとこのように思っております、感謝申し上げておきたいと思っております。

今日はそういう名称についても、るる御協議をいただきたいというように思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

また、先回の協議会からでございますけれども、いわゆる幹事会の方も今日は出席をしていただきまして、それぞれの取り組んでおります事務につきまして、協議会としての方向性を出すという重要な役割がございますけれども、ひとつ最後までよろしくお願ひを申し上げまして、開会のご挨拶にしたいと思っております。

奥山合併推進室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たるということになっております。そのまま会長にて会議の進行をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

坂本会長 それでは私の方で進めさせていただきたいと思っております。

早速でございますが、議事録署名議員の指名を行いたいと思っております。

板秀樹委員、佐伯勝人委員にお願ひをいたしたいと思っております。

早速でございますが、協議事項に入らせていただきたいと思っております。

(1)番、議会の事務の取り扱いについてを議題といたしたいと思っております。

まず、事務局の方から説明をお願いいたします。

武田会見町議会事務局長 それでは、議会部会の方から前に報告しましたが、若干訂正がございましたので、はじめに御報告したいと思っております。

2ページのところで、特別委員会のところで、病院調査特別委員会が7名ということになっておりますけど、西伯町の病院調査特別委員会のところ16名ということに訂正ください。

それから、監査委員の報酬が西伯町さんと会見町とは同じでございましたけど、後で調査をいたしました結果、手違いがありました。200円ずつ西伯町さんの方が高いということになります。それは会見町の例による。一応安い方に合わせたいという考えでおります。

それから、職員数については、会見町は条例では1人ということになっておりますが、両方合わせるとということで兼任、総務課の方から兼任が5名あります。含めて6名という

形になります。これについての調整は、各種委員会等とあわせて合併時まで調整するという事にいたします。以上です。

坂本会長 前回、提案事項であらかじめ頭の中に入れておいていただいた案件でございます。議会の事務の取り扱いについて、今、武田さんの方から説明をいただきましたが、いわゆる調整の欄でございます。新町において調整するとか、西伯町の例によるとか、こういうことについて委員さん方の御意見をお聞かせいただきたいと思うわけでございます。

福田委員 ちょっといいですか。

坂本会長 福田委員。

福田委員 前回、提案の際には2ページにわたってこの提案があったように思いますが、きょうは1ページになっておりますが、これは何かその合併とは別でしょうか。議員定数から任期から報酬からいろいろ、前段の表があって、今日説明をされた内容で事前発表なり提案されたものが訂正というか、いけないという、その辺について。

坂本会長 事務局。

奥山合併推進室長 福田委員さんからのそういう御質問であります。先般、訂正または訂正をしてくれということもありましたし、今回こちらの方で手違いもございまして、そのところを網掛けをしております。

坂本会長 そういうことではなくて……。

奥山合併推進室長 1ページ目につきましては、前回の資料をごらんいただきたいというふうに思っています。

福田委員 前回の資料ということですか。一応前の分を見てくださいということですので、そういうようなのは理解をいたします。その理解でいいですか。

坂本会長 はい。

福田委員 そういう意味で理解はいたしますので、調整方針の中で若干基本的な問題をお尋ねをしておきたいと思いますが、これからそれぞれこういう分野でいろんな問題が調整案として出てくると思います。ここでは組織、機構、機関という理解はできますけども、将来においては住民にかかわる部分が出てくるんじゃないかなという予測ができます。と、いいますのは、従来から合併をする段階での住民サービスの方は、比較、いろいろあった場合にできるだけサービスは高い方に、それから今そういう動きというのは、ここの協議会じゃなくて、いわゆる世間一般の合併を進める上に当たってのそういうことが出ておったように記憶をしておるわけですが、本協議会の中ではそうした基本的な部分をどこに位

置づけていくのか、それも大切なことじゃないかなという具合に思っております。したがって、先般提案になりました会見町の例によるということは、西伯町と会見町で見た場合の低い方がいわゆるそろえていかれておると、案として。こういう現状を私は感ずるような気がしますんで、この辺の基本的なまず考え方を聞いておきたいなというぐあいに思います。以上、1点だけです。基本的なこの……。

坂本会長 今の……。

事務局の方から。

桐林合併推進室次長 ただいまの福田委員さんの御質問でございますけども、この点に関しましては、第4回の協議会におきまして、調整方針を一度審議していただいております。これはいわゆる基本方針と調整方針という2段階に分かれておりますけども、お手元の方に過去の会議資料をお届けいたしておると思っておりますけども……。

福田委員 4回目ですか。

桐林合併推進室次長 第4回会議のところでございます。よろしゅうございましょうか。ありますでしょうか。

第4回会議の資料の5ページ目、このときに一応全部が決まりましたのでそちらをごらんいただきたいと思えます。

福田委員 今、開いておりますので。

桐林合併推進室次長 はい。5ページのこの別紙ということで、両町の各種施策に関する調整方針の考え方というものを御協議いただいて、そのまま御決定いただいております。考え方といたしまして、いわゆる住民サービス等の考えは、合併前と同等以上とするということでございますので、少なくとも落ちることはないという方向で、基本的には高い方を採用していきましょと。その上で、2番としまして、受益と負担の均衡ということがございまして、サービスは落とさないけれども、それに伴って応分の負担はしていただくべきだろうなという基本方針を御確認いただいております。これに伴いまして、あと4項目あるんですが、これも含めまして調整方針といたしまして、何百項目にもわたってこれから決定していただくということで、ある程度わかりやすい、符牒でもございませんですけども、切り口として6項目あげてございます。調整方針というところがございますけども、どちらかの制度を採用する場合には、今のような会見町の例によるか、西伯町の例によるというような表現、それから両町の制度が同じな場合は、両町の制度とも継続する。以下、それぞれありますけども、こういう基本的な切り口を確認いただいて

いるところでございますので、5月以降委員になられました皆さんも一度ここで御確認いただけたらというふうに思います。以上でございます。

坂本会長 よろしいですか。

福田委員 いいです。

坂本会長 福田委員。

福田委員 今、見解を承ったわけですが、ここの資料を見させていただきまして、まず基本方針と調整方針というのが書いてあるわけですし、まず2番目の調整方針というのは私もどういふぐあいに表現をするかというのは、前回、4回までは傍聴しておりましたから、基本的には理解はできるんですが、基本方針の中で今説明にございました(1)番の問題ですよ、(1)番。ここに書いてあるように、合併前と同等以上とするというのが表現上あるとするならば、やはりこの高い方と低いものがあつたときには、これを低い方に合わせるということは同等でなくて、下がるという認識をせざるを得んわけですね。そこら辺が今回どうかという、実は感じたものですから、例えば議会の組織の中で言えば、組織としては若干いろいろ議論の余地があると思いますが、住民サービスの、例えば会見町の一般の住民が受ける部分と、西伯町の住民が受ける部分であつたものがこのような現状になると、どちらかの町が高かつたらそれが低い方に合わせられるということはちょっと矛盾性が出るんじゃないかなと。この辺の疑問が出たもんですからちょっと見解を聞いたわけでございます。さらに何か見解があればお尋ねをして、質問として終わっておきたいと思います。

坂本会長 ここに調整方針を確認をいただいたとおりで御理解をいただければいいのではないかと。ただ、そういうサービスを提供する立場にあります奉職者につきましては、できるだけ安い費用でサービスを、大きなサービスを提供した方がいいという観点から、低い方に合わせとってじゃないかというふうに思いますので、ひとつ御理解、その辺を。

福田委員 その辺は心を一つにしておかんと、人によって言い方が違うということになりますと、一層住民からいろんな声がある中で、協議会そのものに対する批判とかいろんなことが出ちゃいけんもんですから、きちんとしておくべきだというふうな気持ちを個人的には持ってまして、どうかいなと思ってたまたま見解を問うたところでございますけどね。今、町長がおっしゃるように、それならそれも一つの、4回目ですから私ちょうど議論に参加しておりませんので、あんまり強いことは言えませんが、ちょっと、これからそういうものがどんどん出てくるんじゃないかなと思って疑問を感じましたので、補足的

にお尋ねしておきます。以上でございます。

坂本会長 よろしいですか。

森岡委員。

森岡委員 ちょっとこの議案の提出についての確認をしたいと思いますけども、今、議案の1号について、前回提案した事項について修正をしたものが出してある。議案としては私は不備じゃないかなと思うんですよ。別紙のとおり設定をするっていうことになるとすれば、すべてがないと議決を、ここで決めちゃいますよね。したらこれだけが決議をされたことになっちゃって、前回出してある前段のページについては、何も決まったことにならない。今後もそれがあろうし、いろんなちょっと気がつかなかった面ですけども、その辺を整理をしておかないと、提案事項と変わらないものは次回の協議についてそれが議題になるんだっていうどこかでやっておかないと、これだけ決まったことになって、これにのってない部分については決めてませんよということになりかねないと思うんですが、そこら辺ちょっと。

坂本会長 局長。

奥山合併推進室長 事務局の方からお答えいたします。

先ほど森岡委員から御指摘のあったとおりであります、今後はこのようなことがないように気をつけていきたいというふうに思いまして。

森岡委員 改めて出すかどうかを。

坂本会長 今後はこのようなことがないようにではなくて、前のがあるわけですから、また質疑、また議案変更をやらないといけないので。だけん今用意してくださいよ。機械もあるので。皆さんに配ってください。

森岡委員 結局むだになる部分があるけども、議案書としてはこれ不備になっちゃうと。だから、その提案したものを前回提案のこれとこれとをという表示をすとか、そういうことでも事足りるんじゃないかなと思うんですが。ここでこれをオーケーと言ったら、このことだけが決まっちゃって、もう一つの前段でむしろもっと大事な部分が抜けちゃうと、きょうの協議の中から。そういう心配がするもので、今は非常に量が少ないけども、これからどんどんこれが膨大な量になってくると思うんですよ。ものによっては。そうすると、何月何日に提案した資料を持ってとかなんとかってというような表現でも可能じゃないかなと思うもので、そこら辺ちょっと整理してということ。

坂本会長 はい。

奥山合併推進室長 それではしばらく時間をいただきまして資料をつくらせていただきますので、よろしくお願いします。

坂本会長 あとの分ね。1号議案につきましてはしばらく前の資料ちょっと見ておいていただきたいと思います。後で用意させますのでよろしくお願いします。

2号以下についても、もしそういうことになっておればそのようにさせたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

室長。調整方針についてこれでいいですかということを確認すればいいですか。

奥山合併推進室長 はい。

坂本会長 いいですか。

奥山合併推進室長 はい。

坂本会長 じゃあ調整方針につきまして、特別委員会は新町において調整すると云々ずっと以下ございますけれども、このことについて皆さん方、これでいいということで進めさせていただいてもよろしゅうございますか。

福田委員 もう一つだけ聞かせてもらいたいたいです。

坂本会長 どうぞ。

福田委員 先ほど説明がありました今の議場の議席の関係が、いわゆる合併時まで調整するということになってますね。で、一番大事なのは本来本庁が早く決まらないといろんなものが、次の模索が出てこないという気がするんですが、実は。合併時までということは来年の10月1日までにといいえ方もできますし、本来庁舎が決まればもうこの段階から恐らく計画作業というのはスタートするんじゃないかなあという、実は気がせんでもないですね。本庁舎決定に伴う会合、いろんなものが出てきます。それで、この表現でいいのかどうかという、庁舎との関連、事務所位置ですね、どうだろうかという、その辺をちょっと聞かせておいてほしいなと思うんです。

坂本会長 事務局からありますか。

奥山合併推進室長 事務局の方でお答えいたします。

議席の議場の位置でございますが、これは後ほど事務所の位置というようなことで御協議もさせていただきたいと思うわけでありまして、その中で議場の位置というのが今後決定していくんじゃないかというふうに思っておりますので、次回以降の協議会でまた検討といたしますか、変更があり得るんじゃないかというふうに思っております。

福田委員 そうしますと、新事務所の位置はいつも議論になるわけですが、ここに書いてある表現でしようこれを確認をすれば、いわゆる合併時まで調整をすりゃええんだというその辺の見解はどういうぐあいに理解したらええと思います。

坂本会長 局長。

奥山合併推進室長 調整方針を御決定いただくわけでありますが、合併までの間におきますことは多少の何と申しますか、変更と申しますか、ということもあり得るんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、その際にはまた改めて御相談をさせていただくというふうなことになるかと思います。

福田委員 むしろ新事務所の位置が決まればその段階で変更なりそのものをするという表現の方が誤解がないように私は思いますけどね。

奥山合併推進室長 後で事務所の位置につきましても相談があるわけでありまして、これにつきましては7月までに決定をするというようなことがあるわけでありまして、おおむねその中でほぼ方向が出るんじゃないかという具合に。

福田委員 そういうことでね……。

桐林合併推進室次長 議場の位置を決める時期でございますけども、これは最長、合併時まで調整するという表現になっておりますけども、もし今後の協議の進め方によりまして、早いうちに決めることが可能だということがわかりますれば、いついつまでに決めたらどうかという御提案をいただければ、それを皆様にも改めて御協議いただいて決めていくということが適当ではないかと考えております。以上です。

坂本会長 ということです。ですから、差しさわりのあるものについてはどんどん提案していただいて、また変えていくこともできると思いますので、よろしく願います。

ほかにございませんか。

岡田委員。

岡田委員 わかり切ったようなことでございますが、議会広報の編集体制について、議員のみの編集体制とする西伯町の例に調整をされるということは、議員さんの要するに生の声と申しますか、本当の思いというものを率直に紙面上であらわすということの目的のためにこういうふうにしたと思っておりますが、それでよろしいですか。

坂本会長 事務局。

武田会見町議会事務局長 お答えいたします。

岡田委員さんの御指摘のとおりということで考えております。

岡田委員 ありがとうございます。

坂本会長 ほかに。

佐伯委員。

佐伯委員 この議会の考え方、調整の考え方そのものでどうだこうだということじゃございませんが、例えば、公印の取り扱い等々の考え方ですけども、西伯町の例によるということで、ここで抜けておりますのは、会見町の場合は議会の常任委員長とか議会の特別委員長というようなことでの西伯町との違いが出ておりますわね、副委員長という。これ別段西伯町になかったからそれで引き継ぎをしたからいいというようなことで済まされるか、あるいは会見町ではそこまでやっておったんだけども、これ特別何かあってそういうことでやっておられたのか、ちょっとそのあたりをお聞きしておきたいと思います。

坂本会長 これは武田さん。

武田会見町議会事務局長 どういいますか、必要が余りなかったということがまず前提にございます。委員長、常任委員長欠けた場合の副委員長という意味でございますんで、ほとんどそういう例にはならない。また委員長の方に報告されるというふうに大体なりますんで、その辺、ではないかということで。

佐伯委員 ただ単に必要じゃなかったんだからいいじゃないかというようなことだったわけですが、現に副委員長という肩書は残っておりますので、そういう面ではいかなものかなというふうに考え方もので、ただ省けばいいというのが合併の趣旨ではなかったのではないかなというふうに思っております。先ほど説明がありましたように、サービスについては最大限に、経費については少ないものに、ただ単純にはそうなんですけども、省けばいいというようなことだけではないじゃないかなと思ってちょっとお聞きしたいと思ったわけで、別段これ以外ない。

坂本会長 はい、わかりました。

ほかにございませんか。特に議員さんの関係でございますが、議員さんから委員に出でいただいております方よろしゅうございますかね。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この議会の事務の取り扱いについては、事務局の原案のとおり決定することにしてもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 他にありますか。

宇田川委員 いや、今の議会の事務局の方として、例えばこの合併に関してこれでいいということは、それはわかりますけども、例えばその後、事務を行っておるときに、やっぱり必要なものは必要で順次出てくるんで、多分。その辺のところは、この合併協議会やるけども、それはそういうことじゃないんだけども、これもうちちょっと柔軟にやっぱり対応すべきじゃないかなというふうには思いますけどね。確かに特別委員長さんが入院等されて、3カ月も4カ月もされた場合には、やっぱりそういうの必要なものとしては必要じゃないですか。ただ、今回はこれで決まって、それでずっと未来永劫せんというもんじゃないけども、もっと柔軟にやっぱりその都度、片方の例にばかりやらんでも合わせたもんにしても、何ら差しさわりはない。すぐ、そこで金も支出があるもんじゃないし。事務方としてはどのように考えられますか。いや、議会事務局として。要るもんは要るもんだけん、あくまでもここではさあっと切ってしまうんで、もうちょっと物事を柔軟に考えるっていうのは。議題にならんやな議題かもしれんけどな。

坂本会長 一応それは専門部会で事前協議をしていただいて、それで事務方がこれはいいのではないかという原案、たたき台として出ておりますので、ひとつ、先ほど私が言ったように、これで決めたらもう未来永劫変えないというのではありませんから、必要だったらまたやるということにしまして、先ほどの御承認をいただいたということで進めさせていただきたいと思いますが、どうですかいな。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

ならそういうことで進めさせていただきたいと思います。

協議事項（2）番、地籍調査事務の取り扱いについてをお諮りいたしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

松原西伯町地籍調査室長 地籍調査室の松原でございます。よろしくお願いいいたします。

2町の地籍調査の調整方針につきましてでございます。前回のときに提案させていただきましたが、まず大きいことにつきまして、項目を町地籍調査推進協議会、これにつきまして、課題は人数、報酬単価が違う。調整方針につきましては、新町において調整する。

次、新規調査事業でございますが、現況につきましては前回のとおりでございますし、課題は新規調査区域をどうするか。これは新しい現在やっている、両町におきまして事業を行っているものにつきましては踏襲いたしまして、さらなる地域につきましては新町において調整する。

それから地籍調査の外注化につきまして、これを取り入れて行わなければいけないようなことですが、どのように行うのか、具体的に行うのかにつきましては、新規調

査区域等に関連ございますし、新町において調整しようではないかと。

それからシステムにおきましては、それぞれで違いますので、これは新町の電算システムに統合する。総合的な地籍調査室だけではなく、非常に絡みがあると思いますので、そういったことを総合的に考慮しながら、新町の電算システムに統合してはどうかと。

それから、杭の関係で、一部負担の取り扱いですが、両町の取り扱いを継続する。基本的にこれは無料で行っております。特別なもの以外は無料でございます。

それから、地籍調査推進委員でございますが、これは現在やっておる両町の取り扱いを継続すればよろしいと思います。以上でございます。

坂本会長 地籍調査の事務の取り扱いについて説明を受けましたが、御質疑や御意見はございませんか。

佐伯委員、どうぞ。

佐伯委員 これ、杭の支給の関係ですけれども、両町の取り扱いを継続するという事になっておりますが、合併した後にこれを両町の取り扱いということで、一部負担あるとなしとの考え方じゃないかと思って、先ほど説明がありました課題の面でそれはこうなりますよというのが両町の取り扱いを継続ということになりますので、これはどういうぐあいに解釈して理解したらいいでしょうか。

坂本会長 松原地籍調査室長。

松原西伯町地籍調査室長 境界杭の支給の一部負担等でございますが、これは会見町の方の括弧書き、高品質の場合、個人負担ありとありますけど、これは削除してございます。これは無料で、両町とも同じでございます。

佐伯委員 削除ということですか。

松原西伯町地籍調査室長 はい。訂正をお願いしたいと。

佐伯委員 そうということになれば、この課題、先ほど説明された一部負担の取り扱いいうのも削除ですね。(発言する者あり)

岩田会見町地籍調査室 前回ちょっと説明させていただきましたけれども、この部分については、高品質の場合、自己負担金を会見町の方はつくってございましたけれども、前回のときに削除をさせていただきまして、取り扱いは西伯と会見とも同じものを使っておりますので、その通りにしていきたいということで、課題の方も削除願います。調整方針の方もしたがいまして削除する格好で。調整方針は両町の制度を継続するという格好でお願いしたいと思います。

佐伯委員 はい、了解しました。

坂本会長 よろしゅうございますかいな。

そうすると、高品質杭というのは、ないわけですか。

松原西伯町地籍調査室長 特別にこういう違ったものが使いたいと言われた場合には考慮はさせていただきますが、標準的なものを御使用願いたいと思います。

坂本会長 なるほどね。わかりました。

塚田委員 いいですか。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 地籍調査の進捗率、両町の。計算すれば出るんですけど、これはいかがか。

坂本会長 事務局。

松原西伯町地籍調査室長 両町の進捗率でございますが、西伯町 8.5%、会見町 12.3%でございます。

坂本会長 よろしいですか。

塚田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 確認だけですけども、前回御説明いただいたときに、大体先々が相当今の進捗率を補足いただいたわけですが、30年ないし50年かかるという説明があったように思うわけですけども、先の長い話でなかなか大変だと思imasるので、今現在も努力されて大変な労力を使っておられるということはよく承知しておるわけですので、ここで例えば正職員が2名、正職員3名というふうに出ておるわけですけども、このまま30年、40年先のことを今やっておく必要があるわけですからやるわけですけども、職員数を例えば倍にしたら半分で済むなのか、20年になるのかということは、町自体に対しての歳入あるいはそういう皆さんの土地に対しての安心感ということも含めて考えれば、少なくとも職員数固定することによって、進捗率がどんどんよくなるというふうなことがあるのかないのかちょっとお聞きしたい思います。

坂本会長 松原君。

松原西伯町地籍調査室長 どういった体制でやればどのような、進捗率向上に向けてのスピードアップできるかという御質問でなかったらどうかと思いますが、手前の方でつくり上げた考え方といたしまして、2班、2名を1班と考えまして、プラス事務処理、事務専

任、データ入力等あるわけですから、それらのことを総合的に考えまして、基本的に事務をしなければならないのは当然でございますけども、専任、パソコン等データ入力、これ2名を配置したりしまして、以下現場とそういった関係班をつくりまして、大体西伯町の場合でございますが、3班ですね、とにかく3班で大体8名程度のところでやれば、これは職員の関係、正職、長期嘱託職員等……。

坂本会長 簡潔にやって簡潔に。

松原西伯町地籍調査室長 はい。で20年、それから4班で大体10名、それから5班12名で大体10年という予測を立てておるところでございます。以上です。

佐伯委員 そうしますと、政策的な部分になりますんで。(発言する者あり)

坂本会長 まあ御質問ですので。12名で10年かかるってということだな、西伯町の場合、見込みとしてな。

松原西伯町地籍調査室長 はい。

坂本会長 佐伯さん、いいですか。

佐伯委員 はい、いいです。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 議長、これほかの各業務の抜けておる可能性があるのかなと思うんですが、実はここに地籍調査の推進委員さんの費用弁償が書いてある、6,320円、両町とも同じなんですけど、それは国調法か何かの中でそういった決まりがあってこの金額を使っているのか。というのは、他のまだまだ提案がないわけだけでも、審議会だとか、それから先ほど出ておった議会の関係で、監査委員さんのそれに当たる金額が違いますよね。それが他のまだまだこれから他の業務でそういった部分が審議委員会の委員だとかなんとかちゅう日当の関係、随分出てくると思います。そこいらの調整をする気があるのかなのか。あるとすれば、これから提案が次々にされるであろう部分についても、調整をしておかないと非常に困るんじゃないかなと。私がお尋ねしたように、国調法の中で金額が決まっちゃってるということであればこれはやむを得ないいう、そこら辺の見解、考え方、内容をちょっと教えてほしい。

坂本会長 国調法の中で決まっちゃうかどげなか。

はい。

松原西伯町地籍調査室長 国調法の中では決まっておりません。

森岡委員 だとすれば、ほかの審議会、これから次々提案が出てくるとは思いますけども、

そういったものに対する費用弁償、報酬の関係ですね、そういったものをみんな関係してくらへんかと。

坂本会長 指摘の箇所について……（発言する者あり）

森岡委員 ちょっと最終調整が必要。

坂本会長 ある。

はい。

松原西伯町地籍調査室長 この地籍調査推進員というのは設けなければ云々は、国の国調の資料に基づいてでございます。ただ、賃金につきましては各町における予算等・臨時職員等の募集等の絡みもありますし、そういうところで決定されていくものと思います。以上です。

坂本会長 ほかにございませんか。

秦委員。

秦委員 地籍調査の確認事項、31ページでございますけど、西伯町の方は町の北側から南側へ順次現在進行中でございます。それから会見町は町の北東側から時計回りに順次進行という、うたってありますが、来年の10月1日に合併したとき、町は一つの名前になる。それから施工箇所が2地区になるという、補助申請とかすべてが町は名前が一つ。作業する地区は2地区という、新町において従来の両町の取り扱いを継続するということになる、町は一つ、施工地域は2つということになるようですが、その辺が事務的にいい具合にいくんですか。国の予算配分もあるという。

坂本会長 事務局。

松原西伯町地籍調査室長 地籍調査事業を現在国の補助事業等で許認可をもらってるところでございますが、合併したからストンとこう、直ちにやめて新しく新町にというものでございませんでして、継続して事業を完了するために、地籍調査事業は単年度で終わるもんでなく、最短でも3年はかかるものでございまして、継続性がございますので、そういった面で国、県にも十分取り扱いにつきまして配慮しているところでございますので、今やっているところの認可を受けて、ただただ努力するのみであるというふうに感じておりますので、補助金の継続については強く要望してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

坂本会長 いいですかいね。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 大体御質疑も出尽くしたようでございますが、この地籍調査事務の取り扱いにつきましては、調整方針、記載どおり決定してもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そのように決定になりましたので、次に移らせて頂きたいと思います。

(3)番、新町の事務所の位置についてを議題といたします。

事務局の方から御説明をお願いいたします。

桐林合併推進室次長 御説明申し上げます。資料の方は4ページからでございます。

新町の事務所の位置についてということで、現在継続審議になっておる内容といたしまして、新庁舎を建設することに重きを置いて考えていくのか、現有庁舎を活用するという方向にウエートを置いて考えていくのかということだけの審議事項でございます。

5ページの参考の内容につきましては、これは何度も御覧頂いていると思いますので、今日はちょっと省略させて頂きまして、6ページから新たに提出いたしました資料について御確認を頂きたいと思います。

まず、新町事務所案の比較検討でございますけども、大きく分けて2つ、さらに細かく分けて3つ案を考えております。現有庁舎利用方式の方で、いずれかを本庁にしていずれかをいわゆる支所的な扱いにするという前提で資料をつくっておりますけども、これにつきましてはまた後で補足させていただきますので、とりあえずこの3案の説明をさせていただきたいと思います。

経費の面につきましては、新庁の建設案では当面多大な経費が必要となる。また、合併特例債を使うというようなことになる、あるいは通常の建設債でも一緒なんですけども、ということになりますと、今ございます両町の庁舎、これの財産処分が何らかの形で必要になってくるという可能性がございます。それから西伯町本庁方式でございますけども、合併時にはそれほど大きな経費は伴わないであろうと。それから、いずれにいたしましてもそのまま使えるというものではないということで、一部改修経費等は必要になると思われれます。それから、概ね25から30年後には建てかえ時期が訪れるということで、この建て替え時期の意味合いでございますけども、第3回の協議会で一度御説明申し上げておりますけども、ちょっと確認させて頂きますと、西伯町役場が昭和57年、1982年の建設でございます。会見町役場は昭和62年、1987年の建設でございます。耐用年数をどれぐらいに想定するかということでございますけども、財務省が出しておりますいわ

ゆる課税の考え方で耐用年数が50年という数字がございます。ここで言うております建て替え時期が訪れるというのは、たちまちもうぼろぼろになって使えないから、もし現在の町が続けば建て替えるという趣旨ではございませんで、恐らく50年もたてば何らかの使えるか使えないかの診断とかを始めなきゃいけないというような意味合いで、お考え頂きたいと思います。建物の寿命を一応専門家にも聞いてみたんですけども、条件によって、全く一様ではないということがございますので、そういう概ねの考え方だというふうに御理解いただきたいと思います。それから会見庁舎本庁方式でございますけども、同じく合併時には多大な経費を伴わない。ただし、議場につきましては今16名というのが協議会の決定事項としてございますので、それを前提にいたしますと、議場が今12名分しかございませんので、会見町の庁舎の方に議場を置こうということになりますと、かなりの改築が必要になる可能性があるということでございます。建て替え時期の考え方については、先ほど申し上げたとおりでございます。経費面につきましては、今後数十年間は現有庁舎を利用した方が得なんだろうなという推測が成り立つということでございます。

それから、住民サービスの点でございますけども、新庁舎建設案でございますけども、従来型の執務方法、いわゆる窓口は一つの庁舎に1カ所置きますという形でございますけども、そういう形ですけども、そうするといろんな分野の窓口が同じ建物にありますので、1カ所に行けばいろんなところの用事が1回で済ませられるという利点はございます。ただし、この辺がちょっと微妙なところで、印になつとるわけでございますけども、住民台帳関係など、いわゆる定型的な窓口業務につきましては、何らかの通信線を引きまして、コンピューターの端末を持っていけば、とにかく両町の区域ぐらいでしたらどこでもサービスを受けれる技術が現実でございますので、そういうものを導入すれば特に窓口業務のサービスの低下を防ぐことはできると思われまして、それから、住民の相談とかを伴う業務につきましては、少なくとも今、それぞれの町域におきまして1カ所ずつ窓口があるものが、計2カ所が1になるということになれば、少なくとも低下はするだろうなという考え方でございます。現有庁舎利用方式につきましては、これはいずれも同じことを書いておりますので片方だけ説明をさせていただきますけども、従来型の執務方法を前提としますれば、用務に応じてそれぞれ別のところに行かなければならないという可能性が出てまいります。住民台帳関係につきましては、これは先ほど新庁舎建設案で御説明申し上げたとおり、そういう措置をとれば低下が防げるだろうということでございます。住民の相談とかになりますと、西伯町であれば会見町が、会見町であれば西伯町等がそれぞれ機能が低

下したということにならざるを得ないということになるかと思えます。これは支所機能を充実するということを前提にすれば、防げるということになるという考え方でございます。考え方としまして、従来型の執務方法でありますれば、これ一般的には新庁建設方式がいいであろうと考えられますけども、いわゆる情報技術を使いましているんなところでサービスが受けられるような措置をすれば、十分に補完的な措置が行えるということであり、いずれが有利でいずれが劣るということは一概に言えないのではないかというふうに考えております。

それから、新事務所体制への移管でございますけども、建設に要する期間、これは以前に一度御説明しておりますけども、岩美町の例で御説明いたしましたが、少なくとも3年間はかかるだろうという推測が成り立っております。そうしますれば、きょう直ちに新庁舎建設にかかったとしても、合併までには間に合わないということになりますので、いずれにしても現有庁舎を利用する時期があるんだということになります。言ってみれば2段階ロケットといいますか、2回に分けて体制を整えていかなければいけないということが出てまいります。現有庁舎の利用方式につきましては、今のものを利用する。その形さえちゃんと考えれば、短期間の移管が可能でございますので、新体制の移管自体は現有庁舎を利用した方が有利であろうということでございます。

それから、業務効率でございますけども、これはいわゆる行政内部の話ということになりますけども、新庁舎建設案では、執行部も議会もそれから各種委員会も同じところに入れば非常に連絡がとりやすいということが考えられます。現有庁舎の利用方式につきましては、いずれにしても事務的機能が、場所が違うところにあるわけですから、少なからず連絡が疎遠になるということが想定されます。行政内部の都合だけ考えれば、事務所の一元化ができる新庁舎建設の方式が有利であろうということになるかと思えます。

それから、住民感情ということが非常に大きい問題になってくると思うんですけども、新庁舎建設案では、メリットとしましては、これがいわゆる合併のシンボル事業というような位置づけができるんじゃないかというふうに考えられます。反面、この建設する位置によりましては、旧町民間の間で確執を生じる原因になるだろうということが推測されます。それから西伯庁舎本庁方式につきましては、会見町民の方はややおもしろくないだろうなど。逆に会見庁舎本庁方式では、西伯町の方がおもしろくないだろうなどという、こういう形で整理をさせていただいております。これは住民感情の点でいきますれば、いずれの案も長短がございます、これもやはり必ずしも優劣の判断が直ちにできるものではな

いというふうに考えております。

それから、資料の方、ちょっと先に説明させていただきますけども、7ページの方にお進み頂きたいと思います。

先ほど冒頭、現有庁舎利用方式で、いわゆる分庁舎型の検討しかしておりませんとお断り申し上げましたけども、その理由がまず一つここにあります。今ある庁舎の面積が上の上段の方の中ほど、庁舎の床面積アというところがございますけども、西伯町が2,540、会見町が2,144、これは㎡でございます。その内いわゆる事務所的な利用、純粋に事務所的な利用をしている場所、端的に言いますと各課の机がある場所というふうな表現になろうかと思っておりますけども、そういう場所の面積を見ますと、西伯町が565㎡、会見町396㎡ということでございます。以下、会議室等の共用スペースが278㎡と275㎡。特別職等の部屋が82㎡と67㎡。議会事務局が530㎡と353㎡。廊下、トイレ等、これはもう改造の必要も余りないなというところがございますけども、これが1,085㎡と1,053㎡でございます。今、じゃあ本庁舎内でどれだけの人が働いているのかということでございますけども、議会の事務局のところはこれ一体ということで数から外しておりますけども、そうしますと、西伯町でいわゆる一般職の方、一般の事務をやってらっしゃる方が70名、会見町で59名ということでございます。この員数で先ほどの執務スペース、イを割ってみますと、西伯町が8.1㎡、会見町が7.6㎡でございますけども、おおむね1人当たり8㎡ぐらいの面積を実際に使っているという実態がございます。

下の方の2つの表がございますけども、上につきましては西伯庁舎を本庁舎とした場合の一般職員の最大執務可能面積、下は会見町のものでございます。先ほどの面積をもとにいたしまして、西伯町の方の庁舎はイとウの部分、いわゆる今使っている執務スペースに加えまして、会議室等の共用スペースを最大限、まあまあ変な話ですけどつづいて執務に持っていくと考えた場合に、それが843㎡ございますので、先ほどの8㎡で割ってみますとおおむね105人ぐらいが机を並べられるだろうと。そうしますと、会見町の残りの方は17名、会見庁舎の方に17名を持っていけばいいと。逆に言いますれば、西伯庁舎1カ所では今の執務している人数が全部入ることはできないということでございます。

同じ考え方で、会見町の方を計算してみますと、最大が83人ぐらいだと。西伯町の方の39人ぐらいだということで、いずれにしても分庁舎方式を当面とらざるを得ないだろうなという推測をいたしたところでございます。

細かい、どこにどういう機能を置いてということは余り今、具体的に検討する資料がございませんので見ておりますけども、今、申し上げました案では、いわゆる町長が執務する場所に併せて議会も置くこととして計算してみたところでございます。これが先ほどの分庁舎方式で検討したという理由でございます。

1つめくっていただきます。8ページでございますけども、これは各集落から庁舎への自動車による時間距離ということで、今普通に使うておられます交通機関ということになりますれば自動車であろうと。自転車もあるかもしれませんが、大多数が自動車であろうと。徒歩で余り役場まで皆さんが行っているということはないだろうという意味での自動車でございます。概ねになりますけども、西伯庁舎、会見庁舎、それぞれに各集落からどれぐらい時間がかかるのかというのを左から4番目と5番目の列に書いております。ちょっと字が細かいんで恐縮なんですけど、これが概ねの所要時間、それから次が人口加重時間距離ということにしておりますけども、この所要時間にそれぞれの集落ごとの人口を掛けた時間ということになります。それを一番下の欄に合計しております。考え方としましては、西伯庁舎に主に事務所を置いた場合は、役場の方から人が動くということになれば、トータルで690分なので、で会見庁舎だと923分なので、役場の人間が動く都合を考えれば西伯庁舎の方が所要時間が短くて済むのかなと。ただし、実際に役場においでになる住民の方の人口を加えて考えますれば、9万2,717分と9万1,257分ですので、自動車交通ということ的前提とすれば、それほど物すごい差は出てこないのではないかとこの考え方でございます。

もう一つの切り口でございますけども、自動車じゃあどれぐらいより時間がかかるか、ちょっと遠いなと感じるかという基準でひとつ考えてみようということで、その時間を15分ということで一応設定して見ております。そうしますと、遠距離集落ということで定義されるものが西伯庁舎でありますと鶴田、荻名、大木屋の3集落、会見庁舎になりますと……(発言する者あり)失礼しました。池野、鶴田ですね。の2集落と大木屋の3集落。それから会見庁舎でありますと八金以下5集落と入蔵以下7集落の12集落ということで、やや会見庁舎の方が遠距離集落が多くなるかなと。同じように遠距離に住んでらっしゃる方を合計してみますと、西伯庁舎だと243人、会見庁舎だと710人という、これは単純な積み上げの計算ですけども、そういう計算が成り立つということでございます。

それから、前回の協議会におきまして吉次委員さんから委託料等の詳細な資料を提出せよという宿題を頂いております。これが9ページでございます。この業務委託の業務名が

各町によって清掃と何かが一緒になっているとか、衛生点検と何かが一緒になっているとか、ちょっと違うものですから、名前が違うものは一応別項目という考え方にしまして、ちょっと空欄ができたりしておりますけども、庁舎管理に係るものを一応洗って見たところでございます。この過程で冷暖房燃料とか電気料金とかあるいは汚水処理の関係とかで前回提出いたしました資料と精査いたしましたら違っておるといところが出てまいりましたので、この精査の結果をもとに改めて10ページの方に庁舎管理費の推計を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

前回1,900万何がしというような数字が出ておったわけですが、現在の両方合わせまして。それを精査いたしましたところ、1,700万程度ということになりました。ちょっと前は今の方が多かったです。精査いたしましたら、純粹に庁舎に係るものということで上げてましたということで、具体的には汚水処理関係が、西伯町の方の汚水処理関係が庁舎以外のほかの事業用に使っている建物と申しますか、そういうものも合わさった数字だったということが一番大きな要素でございますけども、それがございましたものですから、いささか数字が逆転いたしまして、1,700万強ということになっております。新庁舎における経費の推計が1,850万ということで、この数字自体の推計でございまして、仮定の上にさらに仮定を積み重ねたような推計ですので、かなり精度が落ちるとは思いますが、これが例えば1,000万になるとか、5,000万になるとかということにはならないと思うという程度の、それぐらいの精度と申すてはあれなんですけども、やや落ちるといことで、物すごく極端に違うということではないということだけは御確認いただけるのではないかと申すように考えております。

新町の事務所の関係の説明につきましては、少々長くなりましたけども以上でございます。

坂本会長 考えられること、みんな考えたような資料が出ましたが、皆様方の方でこの説明について御意見や御質疑はございませんか。

福田委員 いいでしょうか。

坂本会長 福田委員。

福田委員 この点については、ここにも書いてありますように、第3回のときに提案をされて、今日至っておるわけで、それぞれの資料提供を求められたり、また出したりという、ああいう経過がありますが、いずれにしても先ほど説明をされましたように、利害関係というのは当然あることは恐らく誰もが分かることだろうと思えますね。例えば、こっ

ちにすればこっちが悪くなる。こっちをよくすればこっちが若干悪くなるというのは、世間一般的には当然だろうというぐあいに思います。

それで、今日再度議案に出されておるのは、一応目標が7月中に決めようということは、基本的には確認されておりますけども、それで今日出されたということは、この表題のどちらかということに絞って議論を進めていくのか、先ほど説明がありました、それぞれの状況を十分に判断をした中で引き続き検討を加えていくのか。それからもう一つ、私も途中からの参加であんまり詳しいことは申し上げるわけにいかんと思いますが、この5ページに参考として出ておる項目、恐らく提案のときにこぞと拾ってみますと、第1回、2月の17日に提案があったいわゆる参考理由、こういうものが出されておりますね、提案の際に。それからその次が今度、第3回の5ページの資料で議案3号でまあ出されておるわけでございます。ここでは具体的に7月の決定、さらにこの事務所云々の文言がここで初めてこういうものが上がってきておるんですが、提案とここの関係で見ますと、若干落ち込んだものがあるわけですね、ここ、項目で。といいますのは、小委員会という言葉がここには載っておりますが、またよその新聞なんかで見ますと、小委員会にこの協議会が出して検討したものをという、それぞれのやり方ではそれぞれが考えればいいことだろうと思いますけども、これだけ大きな問題、さらには利害関係が出てくるような要素を限られた期間でこの協議会の中で求められていると私も非常に大変だなという具合に、実は先月の協議会からこちら、判断をしてみまして、非常に短絡的にはわかります、私も。答えを出すのは、果たしてこの協議会で短絡的に意見を述べていいたろうかどうかということに苦慮しておるわけです。

といいますのは、住民サイドに立った場合に、いわゆる役場の本庁舎の現状でもですが、本庁舎と直接かかわる部分、まあ窓口業務ということにこれはなっておると思いますし、どれだけのものが本当に役場が移動することによって住民に不便をこうむることになるかっていうことがつかめんのですよ、正直言って。そうは言っても役場はどっかにつくらにゃならんわけですから、方法論として住民に負荷がかからない方法はどうかということも実は私もちょっと考えてみたり、聞き合わせるといつか、例えば米子市の場合なんか、公会堂で証明業務とかいるんな窓口業務なんかが受けられるんですよ、市の場合。それから今、一番国の方でも法整備をすることになるだろうと思いますけども、必ずしも役場でしなくても、合併すればできるようにしましょうということが明確になっておって、例えば郵便局、あるいはコンビニ……。

坂本会長 福田委員さん、もうちょっと簡潔にして。(発言する者あり)

福田委員 そういようなことが検討課題としてどうかということを私は聞いておきたい。それはなぜかということ、先ほどここに参考として書いてあります、これをどの程度協議会であるいは事務局から具体的にこうだというのが実は欲しいわけなんです。その辺はどうお考えでしょうかということをもまず聞きたいわけです。5ページでございます。

桐林推進室次長 5ページではなくて6ページの方も一度戻っていただけますでしょうか。先ほどの事務所の位置決定に当たって、検討すべき観点ということで3項目上げておりますけども、そのうちの住民サービス、業務効率、それから新事務所への業務移管、これちょっと順番変えておりますけども、住民サービスの点につきましてはこれはいわゆるITをどれぐらい取り入れるかということで変わってくるということで御説明にかえさせていただいたというふうに理解しております。今、いわゆる手書きのものを事務で使うということはほとんどございませんので、そういう意味ではそういうIT、いわゆる端的に言えばコンピューターの端末になろうかと思っておりますけども、そういうものが利用できる場所を何カ所設けるかということで、結局は住民サービス、いわゆる窓口的なものは決まってくるということになろうかと思っておりますので、それは事務所の本庁がどこであろうかということとは直接には関係なく決まってくるものだというふうに考えております。そういう説明でかえさせていただきたいと思っております。ただ、相談窓口とかっていうのは、これはもう人が要る話でございますので、これにつきましては実際にどこに人を張りつけるか、庁舎ということに限らず、人をどう張りつけるかということになりますので、この点も具体的に内容を検討せよという指示が協議会の方からございましたら、その段階で検討させていただきたいということになろうかと思っております。

それから、5ページの方でございますけども、これにつきましては主要なものの配置ということ、主要な施設等の配置ということにつきましては、これはマップ、地図を一度お配りしておったと思うんですが、そちらの方で一度御確認をいただいておりますというふうに認識しております。ただ(5)番、(6)番であります地理的条件で移動距離とか所要時間、それから人口現況、こういうものを計数的に処理したものは今まで出しておりませんでしたので、今回、先ほど8ページでございますか、8ページの方の資料で一応計数的に整理するとこういう関係になりますよということを初めてです、これ今回初めてでございますけども、出させていただいたというふうに認識しております。

その他の周辺施設につきましては、観光施設、大型小売店というものにつきましては、

どこまでとらえるかということでございますけども、これも一応両町の範囲であるものにつきましては、地図の方で入れて見ておいていただいたということで、それを前提に今までは話を進めさせていただいたというふうに十分予測して認識しておりますので、これをまた改めて、例えば何らかの計数的なものが整理が必要だということであれば、何らかの処置はしたいと思えますけども、私どもが今まで協議会の方からいただいた宿題というのは、これで一応尽くしたのかなというふうに考えております。

梅原委員 議長、いいですか。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 6ページの比較検討ですね、事務所の比較検討ですが、経費ですね、一番上の経費の面、当然新庁舎の案ですが、耐用年からいけば当然これは計画的な建設が必要だろうと思えますが、ただ現在ではやはり現有庁舎方式ということになるだろうと思えますが、その中で西伯と会見は両方出ていますが、会見の中で三角、これ黒の三角がありますね、議場の改修が必要というのがございますが、必ずしも本庁舎でなくても議場はいいんじゃないかと僕は思うわけですが、これは一応町長がおるところが議場にするという前提述べられましたが、ここらあたりの考え方はどうなんですか。例えば、会見町が本庁舎になったときに西伯の方に議場を持っていくと、そういうような考え方はできんもんですか。

坂本会長 どうぞ。

桐林合併推進室次長 試算上、一応やってみておりますので、そういうことももちろん可能だというふうに考えております。もし提出をということであれば、大体どれぐらいの必要人数かということは試算はできます。ただ、いずれにいたしましても、これもどちらかの庁舎に、町長がいる庁舎に事務局全部持っていくということにはならないということになると思えます。

梅原委員 可能性はあるということですか、考え方によってはね。

坂本会長 よろしいですか。

梅原委員 はい、わかりました。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 いろいろと個々に議論をしていけばいろんな問題が出てくるだろうというのは当然だろうと思えます。ただ、きょう提示をいただいた検討比較等々の中で、総合的に今日の議題になっているのは、現有庁舎を使うのか、新しく建てるのか、こういうことを決めてくれという中身だろうなというふうに理解した上でもございますが、この6ペー

ジでいろんな比較ですね、その分野ごとにやっていただきました。なるほどそういうことになるのかなと思うんですが、例えば住民サービスの面、一番上に従来型の執務方法をやるとすればという前提があるからこうなるわけで、さっきもちょっと梅原委員から出ておりましたような話だとか、あるいは説明の中にあっただようなアイテムの活用等々を考えた場合には、もうちょっと突っ込んだ検討もしてみる必要があるんじゃないかな。というのは、いわゆる住民に直接に出かけていって、サービスを受けなくちゃならない部分についてどっちにも窓口を置くっていうことも可能だろうし、あるいは総合窓口、昔言った何でもやる課なんちゅうのが話題になった時期があるんですけども、そういう何でもこの窓口行けば相談して振ってくれると。しかもそのものがちゃんと機械で出てくるというふうな形をとれば、直接住民の方々に不便をかけるようなことは、相当配慮できるだろうというふうに考えられますよね。

ですから、ここに提示をいただいた黒三角がついとったり、何かする部分についても、随分もうちょっと丸になったり、二重丸になったりする部分も可能だろうと、やり方によっては、いうふうに思うんです。いわゆる多機能を処理する部署をつくることによって、両方の庁舎が生きる。住民には迷惑かからないというようなことだって可能じゃないかなって思うんですよ。今の状態の中ではこういうことはできて、こういうことはできない。だけど、この協議会の中でも話が出ておる光ファイバーをやることによって、そういったものも随分解決できる部分があるんじゃないかなと思うんですよ。

私は従来から今、新しく庁舎を建てて、むだとは申しませんけれども、20年後、30年後には庁舎の新築っていうのが必ず起こるだろうと思いますから、むだではないけれども、もっと今、金を有効に使っていく方向等を考えるのが妥当じゃないか。しからば、両方の庁舎を生かして使うっていうことをやる方が最終的に、部分的には住民に負担をかける部分があっても、トータルの上で住民サービスが全うできるという方法をとるべきじゃないかなというふうに思っておるんですが、そこら辺はどういう検討しましたか。

坂本会長 どうぞ。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。

今、森岡委員さんの方からお話があったことは、6ページの摘要欄のまさしく単純に優劣を決定できないということをもとに御説明いただいたものと解釈いたしますけども、実際そのとおりでございまして、結局住民がいわゆる何らかの証明等とる必要があるというものにつきましては、事務所の位置に関係なく、例えば集落の公民館でも端末で申し込

んでおけば配達してくれるというようなことでもできるように、しようと思えばできるわけですから、要は事務所をどこに置くかではなくて、その事務所の体制でどのようなサービスが可能か考えていくということになるかと思っておりますので、現段階でどこまで踏み込んで検討できるかわかりませんが、可能性ということであれば何らかの青写真的なものは御提供できるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

坂本会長 はい。

森岡委員 結局、事務体制の組み方で随分変わってくるだろうなということは想定できるわけで、本当に、私はこの協議会の中で議論をせないかんの、何項目かの事務所のあり方についての案があるわけで、それをトータル的に見て、住民サービスが低下せずに、その中で、部分的には仮に起こっても、トータルでこういう方向でよかったなというような仕組みを考えていかにゃいかんじゃないかなというふうに思うものですから、何かくどくど申し上げたんですけども、どうもその辺についてはまだ部会、検討もできてないのかなと、あるいはしてあってもまだ出せる段階じゃないのかなというふうに思うんですけども。

橋谷委員 済みません、よろしいですか。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 先送りになっている課題ですけども、とてもわかりやすい資料をつくっていただきまして、本当に検討するのにとても参考になります。そして住民感情っていう言葉が出ましたけども、私たちが一番やりやすい形の合併ということで、この2町合併に臨んで協議しているわけですし、会見町は今いろいろありますけども、例えば大きな合併なんかを考えた場合、とても比べ物にならないほど、2町合併だったら本当にやりやすい形で、住民感情も本当に一致していると思いますし、現庁舎を利用して、金は使わないで工夫次第で本当にサービスが低下することないような事務ができると思いますので、今、協議で進んでいますけども、このとおりでやっていく方が私はいいと思います。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 いろいろ資料出してもらって、この資料っていうのは職員の方がどの程度のスペースがあるかということで、住民サービスの面からいうと、この駐車スペースっていうものも、大きなウエイトを占めているんじゃないかなというふうに思います。御承知とおりで今日でもちょっとよそから来られるともう駐車場がいっぱいになってしまっておりまして、そのあたりは調べてありますか。広げるスペースがあるかないかということ。

坂本会長 事務局。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。

駐車場スペースは今のところ現況よりさらに広げることはかなり難しいというふうに認識しております。

塚田委員 どれくらい停めれるの。

桐林合併推進室次長 台数でございますか。

塚田委員 台数。

桐林合併推進室次長 台数はちょっと今。(わかりません。)申しわけありません。

塚田委員 結構それも考慮する必要があるんじゃないかなと思うんですが。次のときにも出してください。

坂本会長 吉次委員。

吉次委員 6ページの住民サービスの摘要のところの上から2行目の「一般的には新町建設方式が有利」という、「しんちょう」は庁舎のことじゃないですか。(発言する者あり)

奥山合併推進室長 あ、失礼しました。御指摘のとおりでございます。(発言する者あり)

坂本会長 御指摘のとおりでございます、これは庁舎の「町」の字が誤っておりますので、申しわけありませんけども、訂正させてやってください。

吉次委員、それでいいですね。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、この位置の問題については、長い間にわたって協議をしていただき、その協議の都度さらに詳細な資料提供も求めて事務局もここまで資料提供をしてまいりました。今、塚田委員の方から駐車場のスペースというようなこともおっしゃいましたし、森岡委員の方からまたサービスの具体的な、もうちょっと工夫がないかというようなことがありましたが、一応当初のお話では、7月に決定をするということを確認しながらやってきましたので、次回のこの協議会で最終的に合意を得たいというように考えております。したがって、先ほど出された宿題については、随時でき次第、委員さんのもとにお配り頂いて、十分検討を頂いて、まあ7月には方針を出せるようにしていただきたいということで、今日のところはおさめたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、この新町の事務所の位置についてはそういうことで終わりたいと

思います。

お諮りいたします。3時になりましたので、10分程度休憩したいと思いますのですがどうでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、3時10分から再開したいと思いますので、またよろしく申し上げます。

（午後3時 休 憩）

（午後3時13分 再 開）

坂本会長 そういたしますと、再開いたします。

ここでお諮りしたいと思いますけれども、（4）番、（5）番、新町の名称の決定とか候補の選定がございますけれども、これは随分時間もかかるというように思いますので、議事日程を変更いたしまして、報告事項の後にお願いしたいというように思いますが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それではそのように進めさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

そうしますと提案事項の後にということをお願いします。

（1）番、建設事務の取り扱いについて。専門部会の方から来て頂いておりますので、申し上げます。

米沢会見町建設課長 会見町役場の建設課長をしております米澤でございます。よろしくお願いたします。

そうしますと、2町の建設水道部会・建設分科会の施策の調整方針について御提案申し上げます。

まず項目でございますが、町道認定。西伯町、会見町、1級、2級、その他の町道、路線の数、それからメートル数が載っておりますが、課題といたしましては、会見町の方がちょっと1級町道、2級町道が多過ぎるんじゃないかと。これは幹線市町村道の基準に基づいて路線を、1級、2級を決定するわけでございますが、両町の決定の仕方がちょっと違っているんじゃないかということございまして、課題といたしましては、認定路線の再検討ということでございます。調整方針といたしましては、両町とも幹線市町村道の基準に従いまして見直して、合併時まで統一するという方針を出しております。

続きまして、町道新設改良。西伯町は区長協議会からの要望内容を検討して計画を作成するというので、現在事業開始しているものが賀祥今長線、それから中尾原線の2路線

でございます。それから会見町の方でございますが、総合計画の実施計画をもとに順次実施しているということでございまして、現在事業を開始しているものにつきましては、諸木鶴田線、それから天万丸山線の2路線でございます。この合わせまして4路線につきましては、調整方針といたしましては、継続をしていこうということにしております。それから会見町の方の事業計画を検討中ということで、天万寺内線載せておりますが、事業計画を検討中はこれだけでございませぬので、とりあえずこの場でこれはちょっと削除をしていただきたいと思っております。もう1点、項目で事業主体、局部改良というのがございますが、これは会見町に町道の局部改良事業、これは集落、部落の主体事業でございます。町がするのではなくって、部落の方が主体となって事業を行いました場合には、事業費の66%を補助するという制度を会見町の方は内規で持っております。これは事業費の限度額が80万円でございますが、これにつきましては会見町の例によっていこうという方針を出しております。

続きまして、維持管理についてでございますが、これは両方とも区長または区長協議会からの要望なりを検討して計画を作成していくということで、これは同じでございますので、これは両町の制度を継続するというにしております。それからもう1点、西伯町の方がじげの道里親事業というのを平成14年度から実施しております。これは町道の維持活動作業団体等に必要物品等を3年間助成するという制度でございます。これは会見町にはございませぬので、いい制度でございますので、会見町も平成16年度から実施を検討していこうじゃないかという話をしておりまして、これも両町の制度を継続していくという調整方針を出しております。

続きまして、はぐっていただきますと除雪についてでございますが、これは西伯、会見とも路線の決定方法につきましては、それから除雪開始の積雪の深さにつきましては同じでございますので、これは両町の制度とも継続していくと。続きまして施行方法でございますが、西伯町は業者委託、それから建設水道課の直営がございまして、これは通学路のところを建設水道課が直営で除雪をするということでございまして、会見町の方は7社の業者に委託をするということでございまして、調整方針といたしましては、これは両町の制度を継続していくということにしております。続きまして歩道、これは通学路でございますが、西伯町は除雪をしておりませぬ。先ほど言いました建設水道課の直営と申しますのは、あくまでも道の方を除雪しておりますので、歩道は除雪をしていないということでございまして。会見町につきましては、7社のうちの1社に委託いたしまして、会見小学校の児童

が通います歩道、通学路でございますが、これを除雪しております。合併した後に会見町の方が除雪をしなくなるということにはなりませんので、これは調整方針といたしましては、会見町の例によるということにしております。それから除雪機についてでございますが、西伯町は保有をしていない。それから会見町の方ですが、1台、これは池野ですが、池野の子供が会見第二小学校に通いますときに、地元の方に歩道を除雪していただくというために、地元貸与をしております。これにつきましては、今現在は池野・鶴田、子供がおりません。その関係もございまして、地元払い下げを検討して、以後子供ができた場合には、あけていただくという方向で進みたいと思っております。それから西伯町の方には除雪機の購入補助というのがございまして、これが4集落、4台ございます。この補助限度額が50万円でございますが、これは会見町にはございません。ただ、建設課サイドで話をいたしましたところ、これは不評であるということでございますので、この除雪機の購入補助は廃止をしていく方向で進みたいというふうに考えております。

続きまして、急傾斜地崩壊防止対策事業。これは西伯町に17カ所看板設置、それから会見町に14カ所看板設置がございますが、負担率に違いがございます。西伯町の場合には、地元が20%、公共、単県どちらにいたしましても地元が20%、それから会見町の場合には町が7%補助いたしまして、地元が13%ということでございますが、これは今現在ほとんど実施をしていないということでございますし、地元の方に出していただいた方がいいんじゃないかということございまして、これは調整方針といたしましては西伯町の例によるということにしております。

続きまして、県工事関係でございますが、これも両町一緒でございます。地元とそれから県の仲介役の認識で行動をしているということでございます。この中に、まず最初に継続要望の方から御説明いたしますが、西伯町が継続要望で行っておりますのが国道180号歩道設置、阿賀 - 倭、落合、これは能竹ですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それから主要地方道西伯根雨線、県道西伯伯太線改良、この3路線を今継続要望しております。会見町の方は、主要地方道溝口伯太線、これは天万から寺内まで。それから県道米子岸本線、これは天万から諸木部分。同じく県道米子岸本線で天万橋の架け替え工事を継続で要望に出しております。続きまして、その下に砂防関係がございますが、西伯町がこれは門の谷川ですかいな、砂防、それから宮の前川砂防、桜ヶ平川砂防、これは二楸川砂防、それからスガタ二川砂防、5つ要望しております。会見町の方は田住川砂防、それから朝鍋ダム周辺整備、それから単県小規模砂防といたしまして金田川、3つ出しております。続きまし

て、新規要望の方ですが、両町とも国道180号バイパスを会見町地内まで引っ張っていただきたいということで、新規要望に今考えております。それから西伯町の方ですが、寺内川改修、これは境地内の浸水解消のため。これは会見町の方にも同じように出しております。もう1点、会見町の方は一般県道福頼市山伯耆大山線（御内谷・西原地内）としておりますが、これは既に要望出しておりますので、これは西原地内につきましては、これは継続の方でございます。御内谷は新規でございます。課題といたしましては、やはり両町の町域を結ぶ幹線の整備が必要ではないかということで、継続要望につきましても、それから新規要望につきましても、両町の要望を継続するというようにしております。

続きまして、町道災害復旧についてでございますが、これは西伯、会見とも全く同じでございますので、両町の制度を継続するというようにしております。

それから、町営住宅についてでございますが、西伯町の方が、現在の管理戸数が191戸、これはすべて公営住宅法に基づいたものでございます。会見町の方の現在の管理戸数は10戸でございますが、これは公営住宅法に基づいたものではありません。ただし、条件が会見第二小学校に通学する児童のいる世帯が入居の条件ということにしておりまして、これは全くのタテが違います。ということで、西伯町の方は今後の住宅建設については民間委託にゆだねたいということに書いてございますが、これは課題といたしましては、老朽化の激しいところも西伯町あるようですので、今後の改築計画をあわせた廃止調整をやっていきたいということで、調整方針といたしましては、これは各町の制度等をそれぞれ継続していくということにしております。

続きまして、屋外広告物についてでございますが、西伯町は国県道がありまして、屋外広告物の申請が多くて今後も増加することが予測される。会見町の方は都市計画区域外でありまして、申請許可業務はございませんので、これは西伯町の例によるということにしております。

続きまして、用地買収・物件補償についてでございますが、これも同じでございます。現在の公共売買実例価格によるということにございまして、これは両町の制度等を継続していくということにしております。ただし、会見町の方が町道天万寺内線の改良工事用地といたしまして、田淵電機の跡地を平成14年度に先行取得をしております。

続きまして、道路台帳についてでございますが、これも台帳整備につきましては業者委託、それから管理につきましては帳票を町が管理をするということでやっておりますが、業者が違いますので、委託業者の統一をしていかなければいけないということで、これは

合併時までには調整していかなければならないということにしております。また、西伯町の方がパソコン管理による修正を検討しておりますので、これも同様に考えていかなければならないというふうに考えております。

続きまして、河川維持管理についてでございますが、これは掘削、それから伐開すべて同じでございます。これは両町の制度等を継続していくという方針を出しておりますが、課題のところ、両町域外河川の管理要望策ということに書いてありますが、これは法勝寺川の米子地内部分でございます。法勝寺川の米子地内部分が非常に草木が生えておりまして浅くなっているんじゃないかと。これに伴う会見町、西伯町側に大雨が降ったときに災害が起こりはしないかということもございまして、両町一緒になってから、例えば米子市の方に要望していかなければならないとかいうこともございまして、課題の方に上げております。

続きまして、がけ地近接危険住宅移転事業についてでございますが、西伯町では単町では特になしと書いてありますが、これは制度としてございまして、これは、取り壊しが限度額が78万円でございます。それから土地購入、建設費の借りに対します利子補給、両方とも補助率が国50%、県25%、町25%でございます。これは単町では特になしとは書いてありますが、両町にございまして、これは会見町の例によるということでは書いております。

次に、残土処分場についてでございますが、西伯町はございません。会見町の方の処分場の運営が今年度、平成15年度で完了予定でございます。これにつきましては、企画部会の方へ送るということしております。ただし、朝鍋ダム周辺整備検討委員会でも検討の方向でいこうということにしております。

続きまして、道路改良地元負担金でございます。これはどちらも寄附金として徴収しております。西伯町が1級町道、辺地債該当地、それから辺地債の該当のないところ、これはゼロ。それから2級が2%と4%です、これは。それからその他が4%と8%。それから会見町の方が1級が辺地債該当地、それから該当地以外でも1%。それから2級が会見町は両方とも5%。それからその他については10%という、現在の内規がございまして、これにつきましては制度の統一化を図らなければなりませんので、ただ1級町道につきまして負担を課するのはどうかという話もございまして、これは西伯町の例による方がいいんじゃないかということで調整方針に載せております。ただし、会見町の方は1世帯当たり6万円を限度とするという規定がございまして、これにつきましては上限額といたし

まして会見町の例によるというふうに調整方針を出しております。

続きまして、町道の舗装の地元負担金についてでございますが、西伯町が1級からその他まで10%、それから会見町の方は1級1%、2級4%、その他6%としております。これも制度の統一化が必要でございますが、これにつきましてもやはり道路改良地元負担金と同じように西伯町の例によった方がいいんじゃないかということで、道路改良地元負担金の西伯町の例によるということにしております。ただし、上限額につきましては、やはり会見町の6万円を適用し、上限額は会見町の例によるというふうにしております。

続きまして、河川管理についてでございますが、国土交通省1級河川法勝寺川についてでございますが、西伯町は1級河川、国土交通省管轄でございますが、会見町ございません。これは西伯町の例によるということにしております。それから県管理の河川でございますが、これにつきましては両町が同じでございますので、両町の制度等を継続していくというふうにしております。

続きまして、県営住宅についてでございますが、これは県から委託がございまして、西伯町は管理戸数21戸、それから会見町が管理戸数20戸、これは主に家賃徴収、それから維持管理についてやっておりますが、これは住民福祉部会で調整をしていただくようにしております。

続きまして、国有財産譲渡についてでございますが、西伯町はすべて外注委託をしております。会見町は担当と臨時職員で対応しておりましたが、今現在4集落が完了済みで、進捗率が非常に低いものでございますので、平成15年度から外注の方向で検討していくようにしております。ただ、課題といたしましては作業方法の違いというふうに載せておりますが、これは会見町の方も外注の方向で検討していきますので、西伯町の例によるというふうにしております。

続きまして、道路占用についてでございますが、これは許可基準、それから占用料を徴収、これ条例がございまして、これは全く両町一緒でございますので、これは両町の制度を継続するというようにしております。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。ただいまの説明で御質疑だけお願いしますので。

奥山合併推進室長 済みません。

坂本会長 はい。

奥山合併推進室長 失礼しました。この事務事業の調書中、別表添付となっておりますけど、今ちょっとこちらの方で準備しておりますので、そちらの方お手元に間もなくお届け

けできると思いますので、申しわけございません。

坂本会長 それと一つ聞いてみるけど、今度のこれ本当に決める会がありますね。今度は協議事項にのるわけですが、そのときにはまた一緒にもんこれ用意しなる。

桐林合併推進室次長 御要望であれば用意いたしますが、いかがいたしましょう。(発言する者あり)

坂本会長 まあ記載の仕方で、いついつ添付のものの例によるとかっちゅうやな議案のやり方ならね……。

森岡委員 前回提案資料ってということ書いちょきなりや、わかあですが。

坂本会長 そういうぐあいに書けば済むわけですが。

坂本会長 ほんならそういうことでひとつ確認をしてみてくださいませんか。

桐林合併推進室次長 承知いたしました。

坂本会長 その後、訂正すべきところがあれば、それは新しいものに差し替えて訂正。そういうことをひとつ申し合わせさせていただきまして、御質疑をいただきたいと思います。

佐伯委員。

佐伯委員 ちょっと少し確認というか、お尋ねしたいわけですが、この関係につきましては、前回の法定協議会でも両町の各種施策に関する調整方針の考え方ということにのってやっておられてるふうに感じてはおりますが、もう一度そのあたりを、いわゆるサービスについてはいい方に、支払いの方法については低いものという確認が出とったわけですが、そういうような状態でこれはつくって、考え方としてやっておられたのを説明いただいたわけですか。ちょっと確認しておきたいと思います。

坂本会長 はい。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。

サービスの方は同等以上ということなので、落ちない方には持ってっておりますけども、費用負担につきましては、低い方ということではなく、適度な負担をいただく方向にというふうに考えておりますので、従来よりもものによりましては上がることもあるというふうに考えております。サービスの質自体は落とせないけども、費用負担については応分のものを再度考えることがあるというふうに御理解いただきたいと思います。以上でございます。

坂本会長 佐伯委員、いいですか。

佐伯委員 まだそれが非常に、言ってみりゃ普通になるという状態ではないとは思っておりますけども、例えば急傾斜地の崩壊の関係について地元が20%、13%、町が7%持ちょうことで、西伯町の例によるということになれば、(会見町は)7パーまで町負担がありますのでということなんですが、これもそれなりに西伯町の方によっていけば(地元負担は)20%ということに理解するということになるわけですね。

米澤会見町建設課長 そうです。

佐伯委員 そういうことですね。適正というふうに理解するということですか、。そういうことですか。

坂本会長 そういうことですか。

米澤会見町建設課長 御指摘のとおりだと思います。

坂本会長 ほかに。

森岡委員 そのことに関連してなんですけども、何力所か同じような形態があるけども、実際には上限額を設定してあって、ちゃんといい具合にとってありますよということがありましたよね、町の舗装負担だとかいうことになれば、上げるのであればその上限額も設定をしてちゃんと手当てをしてますよということでない、先ほどの最近のおっしゃったことに合わん部分が出てくりゃせんかなという気がするんですが、そこら辺はどういう検討をなさっているんでしょうか。

坂本会長 米澤課長。

米澤会見町建設課長 今のちょっともう一度質問をお願いできませんか。

森岡委員 わかりました。今、佐伯委員からありましたように、負担額が、上がった負担する部分が、率が上がってくると、こういう部分がありましたよね。今、がけ地の関係で出ていまして、西伯町では地元負担が20%だと、会見町の場合には地元負担が13%、7%町が負担しておられる。こういう仕組みがありますよね。それを西伯町の例によるんだよと。実際にはこれは説明の中で現在そのものをやっておるのではありませんよということでしたから、特にそういう問題は起こらないと思うんですけども、先々やったときに、7%の会見町の事業の場合にも西伯町の例でやるんだよと、上がりますよね、7%負担が上がると。ところがほかのそういう手当ても上がる部分については会見町に6万円の1世帯当たりの上限額が設定してあるんですよ。そこで抑えてあるわけですね。このものについては該当がないから、まあそのままいいんじゃないかということだろうと思うんですが、全体のそういった制度の整合性からいえば、上限を設定することに何とかっていう

部分でいいのかなと思うんですが、そういった検討をされた経過があるのかなのかということ。

坂本会長 どうぞ。

米澤会見町建設課長 森岡委員が今言われましたとおり、これ今までこのごろ実績は全くございません。ということで、会見町の方は確かに7%という線は出しておりますけれど、ただ先ほど言われましたように、適度の上限が必要じゃないかということで、西伯町が今まで20%取っているのに会見町は7%町が補助したということはございますが、やっぱりこの際は適度の均衡を図ろうということで、ちょっと上限までは考えてませんでしたけども、上限につきましては再度考えていきたいというふうに思います。

佐伯委員 済みません。今、森岡委員の方に言っていただいたような状態があるわけですが、この問題についてはそんなに7%どうだこうだという、実績がないのにどうだということではなくって、これ自体見たときには下がってますよ、上がってますよというのが、今後、あのときはああだったということにならないようにきちっと整合性ができる状態を考えておくと、説明があのかうだった、このときはこうだったと。大したことはないんだけど、実績がなかったけんしといたというようなことではできないじゃないかなという考えのもとにちょっと言わせていただいておりますので、別段これを今後どうするんだということやっていくわけだったら別段きちっとせないけんはないか、こうじゃないかということではないんですけども、整合性としてきちとした方が今後どのように影響するかということをおちょっと問って見たわけですので。

坂本会長 それじゃあ私の方で引き取らせていただきますが、そういう御意見といいましょうか、をちょっと参考にして、そういう面についてもう一度専門部会の方でそういう協議をしていただく。きょうは御質疑ということで進めさせてもらいたいと思います。

宇田川委員 いいですか。

坂本会長 どうぞ。

宇田川委員 この地元負担っていうのはこれは一般的に個人負担でしょ、基本的には。個人負担。で、仮に個人負担とするなら、これは崩壊して命にかかわるということにつながるでしょ、はっきり言えば。それは命を縮めえ可能性があるからこういう工事をしてごせっていう、これは地元負担と書いてあるけど、これは個人負担なんです。その部分を、今日は結論出す場はないからいいけども、そのところをきちっと検討して、あるなしにかかわらず。そのところを検討してから次の会に結論というふうに考えますので、

よろしく申し上げます。

坂本会長 ほかにございませんか。

福田委員 ちょっと1点だけ申し上げます。

坂本会長 はい。

福田委員 4ページでございますが、西伯町の課長さんよろしゅうございますか、課長さん。現況でちょっと質問したいんですけども。

町営住宅の関係でここに書いてありますけども、書いてあることはどういう考え方っていうのはわかりますけども、実際、会見町さんでは第二小学校の関係で住宅関係の、西伯町の場合、ここに書いてあるように、町には鳥取県一の戸数を持っておりまして、しかも相当以前から公営住宅政策をとっておられますから、非常に老朽化をした、いろんな要素がありまして、それはそれで私も理解をし、町の政策の中で議論したこともございますが、ここを読みますと、3行目、一覧表の下から読んでみますと、非常に町の住宅政策からしますと、我々議員でもあらっと思うようなことがちょっと感じたものでございまして、この調整会議、現況だけを拾い上げたということだけで果たして済む問題かというような気がするんですけど。今後、次回までにもう少しきちっとしていただきたいというのは、調整会議なのか、町そのものなのか、その辺はゆだねますけども、ここに書いてある課題では、今後の改築計画をあわせた廃止調整というのが書いてありますし、それから調整方針では各町の制度等をそれぞれ継続をする。これは例えば住宅建設は民間にゆだねて、もう公営なんていうことは考えないと、新築は。ただし今あるものはどうやっていくかということで、耐用年数を区切ってもうやめるという表現で行政が姿勢を打ち出すのか。というのは、たくさんのお客さんがあるんですよ。今でも本当は管理というか、修繕を含めた非常に滞納というのが、借りる家庭は本当に大変だということではありますが、ここが一番ネックになるのではないかなということにおきまして、今後現況を十分にとらまえて、どういう、いわゆる町営住宅政策にしていくかということは大変大事じゃないかなと思いますんで、その辺を西伯町の課長さん、今日ちょっと姿が見えませんが、今後の、今度までにはもうちょっと検討いただいて、少なくとも町の政策としてこのものが出てくれば、それは当然町の議会にも出ますし、あるいは入居住民にはもう大分前からやっておかんと、いきなり例えば廃止ということになると思いますんで、要望しておきますから。要望で結構です。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、建設事務の取り扱いについて提案をいただいたということで今度の会議で協議事項として上がってきますので、専門部会の方では今のいろいろな御意見、御質疑踏まえて再検討もしていただきたいと思います。よろしく願います。

提案事項の(2)番、住民登録等の窓口事務の取り扱いについて、専門部会の方から御説明をお願いします。

坂本会長 とりあえず(2)の住民福祉部会の窓口業務をお願いします。

野口会見町町民生活課長 はい、わかりました。

そういたしますと、提案2号の住民福祉の窓口業務について提案申し上げます。

この部分は基本的にそれぞれ戸籍事務から始まりまして、住民基本台帳、外国人登録、印鑑証明、身分証明、人口動態、埋火葬許可証、破産者、被後見人及び犯罪者名簿ということで上げておりますが、大部分がそれぞれ法律に基づくものであります。ほぼ見ていただきますと、中身については両町同じであります。変わっておる部分といたしますのが、戸籍事務の証明の申請場所が西伯町の場合は郵便局で4カ所やっておられるということでありまして、会見町の場合はそういった必要が、郵便局が役場からすぐ近くなもんですから、必要ありませんのでそういうふうなことはしておりませんが、ただこの中で、それぞれ電算システムの、課題といたしまして電算システムの統合ということが上がっております。委託先は西伯町はリコー、会見町は情報センターですが、ほぼそう変わりはありませんが、若干システムが多少違っておるということで、課題といたしまして、そういうものの課題といたしまして、電算システムの統一ということでありまして、それから戸籍事務の住民基本台帳につきましては、申請書の場所が違うという課題がありまして、調整方針といたしましては、それぞれ全体のIT整備の中で調整をしていくということが一つ方針でありまして、それから申請の設置場所ですが、これは戸籍と住民基本台帳ですから、それぞれ西伯町の設置場所に置いて、西伯町の例によるということで調整をいたしました。

それ以下の印鑑登録がそれぞれ法令で決まるとるわけですが、その中身見ていただきますと全く同じであります。

それから一番下の、破産者、被後見人及び犯罪者名簿ということも全く同じでありまして、このものについては両町の制度を継続するということでの調整方針をとらせていただきました。

ITの部分につきましては、推進室から御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

坂本会長 それなら。

桐林合併推進室次長 そうしますと、私の方から補足させていただきたいと思います。

今回、IT整備の中で調整という項目がかなりございますけども、今、両町合わせまして約50事務ほどの分野でいわゆる電算システムを導入しております。業者だけ見ましても、主なところが使っているところだけでも2社、細かいところまでいきますと6社程度入っております、新町になりましてからこれは当然統合する必要があるございます。ただ、これにつきましては一体どういうやり方をしたら一番合理的なのか、かなり検討に時間を要するという事も考えられますので、この分野だけでなく、ITで業務やっているところについては、ちょっとしばらくの間こういう形での提案ということで、やり方については保留させていただくという形が出てまいりますので、ひとつそういう前提があるということで御了承いただきたいと思います。以上でございます。

坂本会長 その件につきまして御質疑がある方はお願いします。

板委員 よろしいですか。

坂本会長 どうぞ。板委員。

板委員 先ほど話の中で、会見町の方では町内の郵便局の郵送制度ですか、そちらの方はできないというような表現がされたんですけど、現在の各郵便局は郵送請求というのは大体できるようなシステムになっておるはずですよ。ここら辺をちょっと一遍調べていただきたいなと思います。

それと、住民サービスという点から、先ほども言われましたように、やっぱりアクセス場所ですね、住民のアクセス場所というのはやっぱり拡大していく必要があるんじゃないかというふうに私も思います。先ほども言われましたように、公民館ということもありますし、また郵便局の方でもファクスを使った発行事務ということも今取り扱えるようになっておりますので、そこら辺を含めてのもうちょっと幅広いたたき台をお願いできればというふうに思います。

坂本会長 それは要望ですか。

板委員 要望です。

坂本会長 ほかに何かありますか。

はい。

野口会見町町民生活課長 済みません。会見町で郵便請求できるのにやっとなんという言い方をしましたが、実は制度としてはありますが、御承知のとおり役場と郵便局というのがほぼ200メートルくらいでしょうかね、距離的に。駐車場もないというふうなことがあって、(会見町の)郵便局を利用されて申請されるという方はゼロだと。以上です。

板委員 もう一遍いいですか。

坂本会長 はい、どうぞ。

板委員 今のITの整備の中でということですが、やっぱりこのIT整備によっても情報弱者ということがあるわけでありまして、またパソコンを導入して自宅で認証システムによって発行ということが将来的には可能になるかもしれませんが、そこでもやっぱり費用負担が住民にかかってくるということを考えてくれば、やっぱり公民館でやるか、郵便局を使うとか、そういったやっぱりアクセスチャンスを拡大して、この合併と同時にひとつ大きくやっていくということを検討していただきたいというふうに思います。以上で。

坂本会長 今度の会までに専門部会でちょっと詰めてみてください。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この住民登録窓口事務取り扱いについては以上で提案を終えまして、(3)番の国民年金事務の取り扱いについてをお願いいたします。

野口課長。

野口会見町町民生活課長 提案事項第3号、国民年金事務の取り扱いについてでございますが、国民年金業務につきましては、皆様御承知のように、13年度まではそれぞれ町村が掛金を徴収しておったわけですが、14年度から国が直接請求、徴収をするという制度に変わっております。今、町村で事務を取り扱っておりますのが、国民年金被保険者に関する事項、それから2番目の給付に関する事項、3番目の保険料に関する事項、それからはぐっていただきまして、その他ということで、大きく分けて4項目あるわけですが、これはいずれも国民年金法によって事務を取り扱っておるということで、全く両町中身は同じであります。それぞれ課題はなしということで、それぞれ両町の制度を継続をしていくということが国の国民年金法によって事務を進めていくということでありますので、えらい簡単ですが提案にかえさせていただきます。

坂本会長 電算システムだけを統一せないけんということですか。(発言する者あり)で

すな。

磯田委員 ちょっと済みません。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 よろしいでしょうか。国民年金とこういったことはすごく難しい問題がありまして、相談したいということがかなりあるんですよね。それで、両町一つになった場合に相談窓口のようなものが、まあここには今ないんですが、提案、離れてしまうとその密なものがないっていう、そういうことをちょっと検討していただきたいなと思います。

坂本会長 ええですな。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、国民年金事務の取り扱いについては、これで終わります。

(4) 番、環境事務の取り扱いについて。

野口課長。

野口会見町町民生活課長 提案事項第4号、環境事務の取り扱いについてということで、ございます。

まず、1番のごみ処理であります。の(1)番、分別収集であります。基本的には可燃ごみは西伯町ほか2ヶ町清掃管理組合とそれから不燃ごみは西部広域管理組合、クリーンセンターの委託で最終処分含めまして、ほぼ、ほぼというか同じであります。ただ、分別につきましては、西伯町が中身は同じであります。6分別です。それから会見町の場合は8分別ということになっております。西伯町の番号の下を見ていただきますと、再生の資源ごみということで会見町の再利用瓶、ペットボトル、それから発泡スチロール、5種類、これを西伯町の方が一緒に集めておられるということで、実は中身は一緒であります。6分別と8分別に分かれておるので、課題は分別の仕方が違うという、そういったことで課題として上げさせていただきました。それで調整方針といたしましては、6と8ですから、会見町の例によるということで、括弧に理由といたしまして、細かく分別されている方が再利用面でもよいということで調整方針をいたしました。

それから、収集範囲であります。これは西伯も会見も全町域ということで収集体系は家庭ごみということで、変わりはありません。両町の制度を継続ということであります。

それから3の収集方式ですが、これは家庭系ごみがステーション方式、これ両町ともステーション方式ということでございますし、事業系ごみにつきましては、許可収集と自己搬入という、これも同じであります。それからごみの出し方につきましては、可燃ごみは町指定のごみ袋ありと書いてございますが、会見町だけなんです、不燃ごみもあるわけです。これはなぜこういったことが会見町だけ、不燃ごみも町指定の袋があるかといいますと、実は分別収集ができた当時、非常に会見町の分別収集のやり方が悪かったということがあって、啓発も含めて透明な袋で出していただければ、いわゆる出してはならんもんもまじった分がすぐに目につくというふうなことがあって、実は現在、会見町の場合は不燃ごみの袋を使っております。そういったことで、西伯町は使っておられんようでありますから、そういったことで、会見町の方も分別収集が定着をしてきましたので、新しい町になれば、西伯町の例によって、不燃ごみの袋は廃止をしていくということで、住民負担をもう軽減もあわせて、大体大きな目的は分別収集が定着をしたということで廃止をしようということで調整方針をいたしました。

それから、収集頻度ですが、これも可燃ごみが週2回、両町同じですが、不燃ごみが月1回、それから不燃粗大ごみ・家電リサイクル月1回、それから資源ごみが、空き缶・空き瓶が月に1回、それから燃えるごみの再生資源ごみがこれも月1回、中身は先ほど分別収集ということで中身は同じであります、これは会見町では収集回数が多いということでありまして、調整方針といたしましては、会見町の例によるということで理由といたしましては、収集回収が多い方が住民にとっては便利が高いということから、会見町の例によるということですが、ただし、乾電池、蛍光管につきましては、西伯町が年4回、会見町が年3回ということで、これは量の違いでこういったことが出ているというふうに思っております。これは多い方に合わせるということで西伯町の例に合わせていくということで、調整方針をいたします。

それから、ごみステーション設置状況でございますが、これは両町基本的には各集落に設置となっておりますが、設置基準といたしましては、両町とも各自治会が役場と協議して決定。それで設置主体は各自治会ということで、設置場所数は西伯町が89、会見町が73ということで、ただ補助金の、そこに課題といたしまして、設置補助金が違うということになっております。西伯町の場合は、社会福祉協議会が1地区6万円ということでこれをしてられるようでありまして、会見町の場合は上限3万円として2分の1の補助をするということで、調整方針といたしまして、会見町の制度をしていくということですが、

まず一つは、補助金のあり方として社会福祉協議会より町の方が補助金として出すのが正しいのではなかろうかということが一つでありますし、それからもう一つは、ほぼ設置が終わったでなかろうかということで、この数は恐らく意見が出ると思いますが、会見町の上限の3万円で継続をしていくという調整方針をさせていただきました。

それから、ごみの収集運搬ですが、これはそこに書いてます可燃ごみ、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、家電リサイクル、空き缶・空き瓶、蛍光管、乾電池、すべて両町とも民間業者に委託ということで、両町の制度を継続という調整方針でございます。

それから、資源ごみですが、発泡スチロール、ペットボトル、それから古紙、牛乳パック・ダンボールなども民間業者委託でして、両町の制度を継続していくということが調整方針です。それから、ごみ処理に関するその他の制度ということですが、会見町は先ほど言いました不燃ごみ袋が25円ということでした、課題としまして、不燃物用ごみ袋は会見町だけでありということで課題として上げまして、調整方針としては、西伯町の例によってこれは無料とするということにしています。

それから、環境美化指導員ということで、それぞれに、これは県の制度でありますからそのままですけれども、地区が指定してあるようであります、西伯町の場合は緑水湖周辺、会見町の場合はフラワーパーク周辺ということで指定をされていますが、それぞれ県の委嘱によって1人ずつ現在もありますが、これは県の制度でありますからそのまま継続していこうということですし、それから同じく産業廃棄物不法投棄監視員、これも県の事業でありまして、それぞれ1名が委嘱がしてありますので、そのままということで継続していこうという。

それから、水質検査ですが、西伯町の場合は工場があって、工場排水9カ所を年に1回やりますし、理由として住民要望によるものであるということですし、それから河川水15カ所、年1回、これは環境保全のための調査で業者委託ということですし、会見町の場合は、朝鍋川支流1カ所、年3回ということで、この理由といたしましては、産業廃棄物処理場流水追跡調査ということでそれぞれ業者委託でやっております。それで課題といたしましては、箇所数、回数、理由が違うということで課題に上げました。調整方針としては、現在、あるものはそのまま残そう、継続していこうという、工場排水、朝鍋川支流については両町の制度をそれぞれ継続ということですし、河川水については、会見町でも場所を選定して西伯町のように実施をするという調整方針を出しました。

それから、狂犬病予防であります、これは狂犬病予防法でやっておりますので、これ

は国の制度でありますから、そのまま両町の制度を継続するという事です。

それから、蚊・ハエの駆除ということでして、西伯町の場合は実施されてないわけですが、会見町の場合はハエの駆除薬でございますが、ずっと以前から各集落に配布をしておるわけですが、課題といたしましては、西伯町未実施、会見町実施ということで、実は平成17年度から廃止をしようとの調整方針を出しました。その理由は、もう住環境が整備されたことによって、集落排水等も非常に進んできたということで、会見町の例でいきますと、以前集落の中でも何カ所か配布やっておられたのが、だんだんだんだん今希望者が少なくなってきたという状況にあるようでありまして、そういうことから勘案をいたしまして、平成17年度から廃止をしようということで調整方針をさせていただきました。以上でございます。

坂本会長 環境事務の取り扱いについて、以上、提案をいただきました。

御質疑をお願いします。

森岡委員 いいかな。

坂本会長 どうぞ。

森岡委員 1点だけちょっと教えてください。

14ページで、分別収集に関係してですけども、収集頻度がいわゆる西伯町、再生用資源ごみでまとめて月1回にしていると。それから会見町はそれを3つに分類されてそれも月1回やっておられると。月の1週間ていうのはこれだけ回数がないので、同じ日に2点とか3点とかっていう収集をやっているのかどうか、その辺ちょっと聞いてください。(発言する者あり)

あのね、14ページの収集の月1回というのが、可燃ごみは週2回、ほかのごみについては月1回ありますよね。それで、あるんですが、月1回これだけ集めると週が足りません、5週ないわけですから。そうすると一緒な週に2種類、3種類のものをまとめて西伯町は、 、 が、会見町の 、 、 はまとめて再生用資源ごみで月1回とこうやっているわけですよね、実態が。会見町はこの月1回というのの中で、どういう形でこれをこなしておられるかちゅうことをお尋ねをしておきたいということです。まだわからんですか。意味はわかりましたか。

岡田合併推進室補佐 ならこちらから答えますと。

結局1週間に金曜日と例えば火曜日とかっていう2回……。

森岡委員 ああ、2回やっておられるですか。

岡田合併推進室補佐 ええ。やるときがあるんです。

森岡委員 はい、わかりました。

岡田合併推進室補佐 ということです。あくまでも曜日が違う。日にちが違います。

坂本会長 はい。

桐林合併推進室次長 事務局の方から一つ、確認ということで発言させていただきますけど、今回提案してある環境の中には、いわゆる環境保全行政というものは含まれておりませんけども、この分野につきましてはまた項を改めまして提案させていただくことになると思いますので、念のため確認させていただきたいと思います。

磯田委員 ちょっといいでしょうか。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 先ほどの分別の仕方なんですけれども、西伯町は再生用資源ごみは一遍に出しますよね。会見町は分かれております。それで、会見町さんも西伯町さんも卵のパックですよね、あれは西伯町は可燃ごみです。会見町さんは何ごみとされますでしょうか。それで、米子市の場合はそれも分けて出しているんですよ。その辺はどういうふうに今後されますでしょうか。これ今決めなくっても、また、はっきり決まったわけじゃないんで、変えてもいいんですけど、一応提案させてください。御検討ください。

坂本会長 わかる。

磯田委員 わかりませんか。

野口会見町町民生活課長 いや、意味はわかりますよ。

橋谷委員 わかりましたでしょうか。済みません、私でないとうわからないかもしれません。可燃ごみで出します。可燃ごみで。

米子市はまた再生用資源ごみで出しておられる。だから、またそれもここで決定したからもうそれがずっといくっていうわけじゃないんでいいんですけども、どうせ決めるんならそれも考えを入れてくださいということです。御検討くださいという意味です。

福田委員 いいですか。

坂本会長 福田委員。

福田委員 14ページでちょっと聞かせておいてください。

先ほど森岡委員が言われたことは、同じ質問ですが省略をします。ただ、課題と調整の関係で書いてありますことについて質問しておきたいと思いますが、収集回数が違う、したがって、会見町の例によるということではありますが、その括弧で理由の中に、収集回数

が多い方が住民にとって利便性が高いということになっておりますが、実際には私は、西伯町住民にとっては苦情が出るんじゃないかと思いますが。今、月に3回に分類して出すわけですね。いわゆる、可燃ごみはいいです、週2回ですから。不燃ごみについては分類は会見町と同じような分類をしてるんですが、家庭では。ただ、
、
、
の3品目を同じ日に搬出をすると、こういうことになっておるんですね。そこで、今度は会見町さんどうやっておられるかわかりませんが、集落でいわゆる立ち番というのがありましてね、時間決めて。それが回数が増えることによって、恐らく住民からは苦情が出るし、それから勤めの人なんかは、当初私らのところは1時間ぐらい立ち番しとったけど、勤めの関係、いろんな苦情があって今、30分ぐらいですかちょっと時間短縮したり、いろんな方法をやっているという事例があると思いますんで、もうちょっと現況を、ちょっと調整してもらって、できるだけ、別に問題はないわけですから、分類は。ただ搬出日が増えるということについて、やっぱり苦情につながるんじゃないかということ指摘をして、検討してみただけたらと思います。(発言する者あり)

坂本会長 いや、いいです。

福田委員 いいですか。ただ、その会見町の例にならうという理由をちょっと教えていただけたら。

坂本会長 そげかな。ほんならどうぞ。

野口会見町町民生活課長 結局、会見町の例に、回数の多い方が利便性が高いということに書いてあると思いますが、専門部会から家に余り長く置かん方がええだろうという観点から回数が多くなった方がいいだろうという判断でこういった調整をさせて頂きました。家にいつまでも長い期間置かんでもええだないかということです。月に1回ですけど、本来一緒だと思ってください。

福田委員 月に1回しか出せんと、月に2回ということになると、家に置く時間は、まあいいです、きょうは質問ですから……。

橋谷委員 済みません、質問ですけど。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 16ページなんですけどもね、環境美化指導員っていうのが県から委嘱で1人とありますよね。あわせて産業廃棄物の不法投棄の監視員っていうの、具体的にどういう形でかわかっておられるかちょっとお聞きしたいんですけども、私わからないんで。

坂本会長 野口課長。

野口会見町町民生活課長 もちろん西伯町も一緒だと思いますが、やり方は会見町の場合におきましては兼務していただいております。朝金フラワーパーク周辺ですから、あそこら辺も見回っていただきまして、毎月報告を出してもらって、その報告書を受けてうちから県の方に進達をしていくということでありまして、それから不法投棄があれば当然役場の方に通報をしていただくというような制度で、仮に不法投棄があれば、町としてはそれなりの対応していくということでございます。

橋谷委員 そうしましたら、役場の方に常勤じゃなくって、何かほかの仕事と兼任という形になるんですか。(発言する者あり)

野口会見町町民生活課長 全く専任ではありません。ある程度町の方がしていただけないでしょうかという方をお願いをして、月何回か監視してもらって、それで日誌として上げてもらっているということです。

坂本会長 いいですな。

橋谷委員 はい、わかりました。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 もう一つ前のごみの収集なんですけど、収集について、それにかかる費用面の検討をした上でこういう提案をされているかどうかということ、1点だけ、もう一遍聞かせてください、経費面。

坂本会長 課長。

野口会見町町民生活課長 経費が余計にかかるという話もありましたが、専門部会では検討しておりません。

森岡委員 経費も含めて考えて結論出してください。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 会見町のごみステーションの設置がものすごく多いんですよね。集落の割には73カ所ということですから。これは補助金というのは自治会から要望があれば2カ所でも3カ所でも出しておられるのか。

坂本会長 課長。

野口会見町町民生活課長 会見町から、ほぼ、まあ小さい部落は別ですが、2カ所以上は各集落にあります。

塚田委員 でしょうね。で、補助金も出るんですか。

野口会見町町民生活課長 ええそうです。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この環境事務の取り扱いについても今御質疑いろいろいただいた中でのことをまた検討していただいて、次回協議事項として提案いたしたいと思います。

以上で提案事項につきましては終わりにいたしたいと思います。

続きまして、報告事項、まちづくり委員会の進め方について。

桐林君、事務局からお願いします。

桐林次長 それでは、まちづくり委員会の進め方について御説明いたします。

この報告事項といたしましたのは、さきで開催いたしました第1回のまちづくり委員会におきまして、質疑等がございましたことをまとめたものでございます。この疑義を明らかにして、円滑に話し合いを進めていただくために、改めてお配りするという内容でございます。簡単に要点だけ説明させていただきます。

まちづくり委員会の目的でございます。Q & A形式にしておりますけれども、その1でございますけれども、目的でございますけれども、これは町民の有志の方からまちづくり計画に関して率直な意見を聞くということを目的にしております。

それから、委員会での発言については、まちづくり計画に限定して話をしていただきたいというふうに考えております。これは皆さんが集まっていただく場を有効に利用するという趣旨であります。

じゃあほかのことで言いたいことがあったらどうするのかということでございますけれども、これはいつでも協議会の事務局に御提出いただければよろしいということでございます。いただいた意見は、この場でまた御報告させていただくということにさせていただきます。と思います。

それから、進め方でございます。1つめくっていただきますけれども、事務局がまず示します計画原案の内容について話をしていただくということでございます。その趣旨は、全く何も無いところから話をするというのは非常に難しいですよということでございます。

それから、原案でございますけれども、これは現在両町にあります総合計画をもとに少し中身を整理して、さらにその合併協議会で協議した主要事項を織り込んでつくっていくということでございます。

それから、話し合いは委員全員が集まって行うかということですが、これは専門部

会単位で進めるということです。100人が一遍に話はちょっとできないと、現実の問題としてできないということがございます。

所属する専門部会以外の内容についての意見は、やはり同じようにいつでも事務局へお寄せいただければよろしいということでございます。

話し合いの仕方は、専門部会を担当する課長などが司会進行を務めて、皆さんに話し合いをしていただくということでございます。

それから、委員が個別に意見を事務局へ提出する方式ではいけないのですかということですが、話し合うことで、ほかの人の意見を聞くことで自分の意見がよく整理できたり、あるいはかかわりのないと思っていたことでもほかの人の観点から意見を聞くことで自分の立場からの意見が生まれることがあると、そういう効果を期待しているということでございます。

それから、まちづくり委員会全体としての意見集約をするかということですが、これは特に多数決などで一々内容を、これはイエスとかノーということはしないということを考えております。ですから、賛否両論、いろいろ意見を出していただいたものを、そのままこの協議会の方へ持っていくということになります。

取りまとめの方は、録音をして文書にするということですが、個人名を出すとなかなか発言しにくいと、あるいは間接的に個人名が特定されるようなことがありましたら、伏せ字にするなどのいろいろ配慮して、文字にして提出したいというふうに考えております。

その文書は、先ほどから申しておりますが、この合併協議会の皆さんで見えていただいて、まちづくり計画の中身を詰めていただくというふうに、参考にしていただくという使い方をしていただきたいと思っております。

それから、どの程度まちづくり計画に反映されるかということですが、これは10番のところでも申しましたが、イエス、ノーを委員会として取りまとめる方式ではないと。ですから、必ずしもこの出たものをそのまま拘束されるということではないというふうにしていきたいと思っております。

まちづくり計画を最終的に見ていただいて、自分の意見は通ったなとか、これは通らなかったなということを最終的に確認していただくほかないのかなということで説明をしていきたいと思っております。以上でございます。

坂本会長 前回の委員会、第1回目のときに出た質問を大体集約してございます。こう

ということで事務局としては今度ぐるっと一周のときに委員さん方に説明をしたいということなんです。どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 よろしゅうございますな。こういう枠組みの中でやっていただくということでございますので、御承知おきください。

そうしますと、前後いたしましたけれども、協議事項に戻らせていただきます。(4)番、新町の名称の決定方法について、一緒がいいか。

奥山合併推進室長 はい。一緒をお願いします。

坂本会長 それから(5)番、新町の名称の候補の選定について、一括してお願いします。

桐林合併推進室次長 それでは御説明申し上げます。

まず11ページでございますけども、新町の名称は次の要領により決定するという議案を提出いたしております。

前日も御説明申し上げましたとおり、一体どれぐらいの数が最終的に公募として寄せられるかわからない段階で、一応目安として第1次選定ではおおむね40とするとか、応募人数の多いもの20位ぐらいまでを決めるというふうなことを出しておりますけども、本日、皆様のお手元に2つの形式で応募がございました名称をお渡ししております。1つは、新町の応募名称一覧(応募者数順)というものでございます。それからもう一つが、新町の名称をつけた理由一覧でございます。ちょっと後先しますけど、先にこの資料の方を、意味合いを説明させていただきたいと思います。

先に新町の応募名称一覧の方をご覧頂きたいと思います。1つめくっていただきますと、応募者の住所別の分類がございます。かいつまんで申しますと、会見町から207名、西伯町から449名の御応募がございました。その他は米子市等がございます。それから遠いところでは熊本県というようなところからも頂いております。それから用件別ですと住民の方が657名、出身者が31名、勤務者が16名ということでございます。

新町の名称の、これは応募者数が多かった順に並べておりますけども、ちょっと事務局の不手際で順位が書いてございませぬ。途中の幾つかの順位をちょっと申し上げたいと思います。応募者数が12名の「伯耆町」のところですね。これが10位に当たります。ごめんなさい。失礼しました。応募者数の12のところは8位に当たります。「桜見町」から「伯耆町」までが8位になります。それから以下いきまして、応募者数8名のところが1

3位になります。応募者数8名のところが13位でございます。それから5名のところが24位、4名のところが26位という順位になっております。これはまた後で選考の御参考にして頂きたいと思えます。こういう状況でございます。

それから新町の名称をつけた理由一覧でございますけども、ちょっと最初のページ、19分の1というページをお開き頂きたいと思えます。一応この名前をつけた理由を応募用紙に書いてある内容に完全に忠実に打ち込んでおります。したがって、現代仮名遣いになってないところとか、あるいは記載がなかった場合は空欄というようなことも、そのまま、応募の内容そのままをここに記載しております。そういうふうな御理解をいただきたいと思えます。

このような前提で、まず第1次選定ですけども、御提案申し上げました内容は、またちょっと資料の方の11ページの方に戻っていただきますけども、まず提案しました内容は、おおむね40、これは先ほど申しましたように、最終的に幾つになるかわかりませんが、下の選定方法の流れに従うということになるかと思えます。選定方法ですけども、募集基準に合わないものは除外するというところでございますけども、事務局で確認いたしましたところ、一応基準に合わないものというのはいりません。したがって、応募頂いたもの全部、ここに並べるもの全部が一応この場では有効な応募作品、応募候補ということになります。それからイでございますけども、応募人数の多いもの、今、上位20位までとしておりますけども、これは先ほど順位で見ていただいた内容を御検討頂きまして、どれぐらいの応募人数までのところにしようということを決めていただければよろしいかと思えます。それからこの人数で決まったもの以外で中身を委員の皆さんに御吟味いただき、これは候補として残すべきだというものを選んでいただきたいと思えます。これは今、事務局提案では3つまでとしておりますけども、これが5つでも適当な数、この場でお決め頂けたらというふうに考えております。ただ、なかなかだれがどれを推薦したというのが残ると出しにくいというふうな面もあろうかと思えますので、一応無記名で出していただいたらというふうに考えております。

それから、第2次選定ですけども、候補数は概ね20に集約する。時期は第8回となっておりますけども、これは回数がちょっとずれるかもしれませんが、8月に開催する協議会と、括弧の方をちょっと優先して考えて頂けたらというふうに思っております。これはいろんな意見を寄せられたものを委員の皆様からも、また事務局からも出しまして、それを参考にいたしまして、一応2候補連記無記名というふうにしておりますけども、もう

少し数が多く残った方がいいということであれば、この数を多くするとか少なくするとかいうふうなことは、この場でお決めいただけたらというふうに思っております。

第3次選定ですけれども、候補数5としておりますけれども、これも先ほど申しましたように、ある程度中身を見ながら、決められないということがあると思いますので、概ねの数ということでございます。時期ですけれども、10回協議会としておりますけれども、回数がちょっとずれる可能性がありますので、一応10月に開催する協議会で決めていくということでございます。この第3次選定では、第2次選定で残りました候補についてアンケートを実施するというにしましてはどうかという御提案を申し上げます。これは、アンケートはあくまでも参考にするというので、両町全戸には何らかの形でアンケート用紙を配りますけれども、意見をお持ちの方から頂くということにしたいと思っております。また、各委員の皆様もいろんな情報等集めて頂いたことを参考にして、単記無記名ということにしておりますけど、投票方式で決めて頂いてはどうかというふうに考えております。

最終的には、12月中に名称を決定して頂きたいと思っておりますけれども、この選定方法につきましては、協議ということにさせて頂いたらどうかということでございます。

引き続きまして、13ページでございますけれども、これはきょうの協議の結果が既に表だけつくってあるということでございますけれども、応募人数の多いもの何位までを選んでいただいて、別紙1のとおり、この別紙1のとおりというのは、選んで頂けましたら今この場で紙をつくりまして、皆様に御確認頂きたいと思っております。あわせて、その委員の皆様が推薦いただく候補を別紙2としておりますけれども、これもこの場で取りまとめまして、皆様に御確認して頂けたらと思っております。ただ、きょうちょっと時間が長くなっておりますので、その点も御考慮いただいて、御協議頂けたらと思っております。よろしくお願いたします。

坂本会長 まず、確認からさせて頂きたいと思っております。

ただいま事務局の方から説明をしたそのような手法によって新町名称決定を進めてもよいかどうかということで、御質疑や御意見を最初ちょっと頂いて、それから次進めたいと思っております。

森岡委員 いいかな。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 提案としては、原案のとおりでこれで進めたいんだということはわかってたわけで、それから事前に決定の方法についても提案をして、ちょうだいをしておりま

した。ただ、こういう手順でやるんだよということが決まってからでないと、今、事務局の方からは3点の候補を指定しようと、一定の基準から外れたものについてね、いう提案なんですけども、方式が決まってから、さっきちょっと声がありましたように、余りにも時間が少ない。多分そうなるだろうなという資料を送ってもらったからわかるんですけども、この手順を決めてからそれを選定するのに時間が余りにもなさ過ぎるんじゃないかなという気がするんですけど、そこら辺いかがでしょうか。

坂本会長 どうぞ。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。

選定方法のイの内容につきましては、一応機械的に決めるということで、この場でもお決めいただくことは可能かなとは思いますが、ウにつきましては、一度用紙をお持ち帰り頂いて、私どもの方に送って頂いて、皆様からの推薦がすべて届き次第集約して、皆様のところにもたお届けするというような方法も可能ではないかと考えております。

坂本会長 ということですね。どうですか。

岡田委員。

岡田委員 さっきお話がありましたように、この場で、まだ委員さんの中でお考えになっていないお方もあるんじゃないかと思うんです。もし余裕がとれれば、お持ち帰りの上で後で送るという方法でも間に合うんじゃないかと思えますけどね。

坂本会長 御意見ですね。

岡田委員 沢山出ましたから。

坂本会長 吉次委員。

吉次委員 今まで漢字に振り仮名つけちょうなる町なんていうのはないですけん。だけん漢字に振り仮名つけにゃ読めんやなものを書いてもらったっていけません。応募名称に重箱読みがたくさんにあるんです。重箱じゃいけません。

坂本会長 募集基準に合わないものは除外するけど、それは該当がなかったということだったけど、今おっしゃるのは意見ですね。

どうぞ。

桐林合併推進室次長 文字につきましては、漢字、平仮名、片仮名ということは申し上げておりましたけども、読み方について、これがいい、これが悪い、重箱読みがどうというようなことは決めておりませんので、その基準で見ます限りでは基準外のものはないということでございます。選考して頂くということでございますので、そういうものは駄目

ということであれば、御推薦から外していただくということによろしいのではないかと考えておりますけど、いかがでございましょうか。

坂本会長 どうですかいな。(発言する者あり)いいですか。

吉次委員。

吉次委員 13ページの応募人数の多いもの上位までして、というのが載っちゃうんですけど、必ず多かったけんいいということではないと思います。こういうものは改めて頂きたいと思いますが、上位数を……(発言する者あり)

坂本会長 ちょっと待ってください。

吉次委員 おろいて頂いても結構でございますけども、上位何ぼってという取り方では、私は不足でございます。

坂本会長 事務局。

桐林推進室次長 上位、数で決めるのがいけないということであれば、それは皆さんの御協議で判断していただければいいことではありますが、一応応募人数が多かったということも選考の対象になろうかと。1次選定での対象の理由にはなろうかということで、こういう御提案をさせて頂いているということでございますので、そういう考え方ということで御審議を頂ければと。

坂本会長 多いものから決めるというやり方ではございませんので、一応そういう募集人数ということも基準の一つに入れていこうという考え方でございます。よろしいですか。

吉次委員 わかりました。

坂本会長 秦委員。

秦委員 まあ大体この物の考え方として、選考方法として上位20位ということが書いてありますが、この応募数の多い順番から20とってくると、6票の一番頭にくると。6票の該当者がまだほかに3名ありますので、この平等性を欠くじゃないかと思ひますし、おおむねですから23番でいけば6票のところまでいくんじゃないかと思ひますが。そういうことです。20に限定すると6票の23番までいくということ。(発言する者あり)

秦委員 不公平が出てくるじゃないかと思ひますので、概ねですから23まで持ってきてもらえば、平等性が出るじゃないかと。

坂本会長 それはどういう考え方ですか。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。

順位というのは、同着の場合は同順位ということでございますので……。

それで6のものはすべて20位ということになります。

坂本会長 ということのようでございます。

秦委員 はい、わかりました。

坂本会長 そうしますと、議案第4号の決定方法については、このような方法で決定するということを御確認をいただきまして、議案第5号の方で応募人数は上位20位ですか。

桐林合併推進室次長 よろしければ、それでよろしければということでございます。

坂本会長 よろしければそういうことでさせて頂いたらということですが。それで、各委員の推薦は5ずつ、郵送か持参かじっくり考えて頂いて、無記名ですね。(発言する者あり) よろしいですか。

桐林合併推進室次長 そうしますと、確認をさせて頂きたいと思います。

候補の選定方法につきましては、概ね40とっておりますけど、これは結果でどうなるかわかりませんが、上位20位まででよろしゅうございましょうか。順位で決めるものは20位までのもの。で、それから次に皆様に推薦頂く数ですけども、3つでよろしいでしょうか。これが5つでも別に差しさわりのないわけでございますけども。4つでも5つでも、多い方がとりあえず第一段階でたくさん出したいということであれば、多少多く取り上げて推薦して頂いてもよろしいかと思っておりますけども。(発言する者あり)

坂本会長 候補数を40に大体絞りたいと思っておりますけど、結果としては45になったりしますよということを提案します。

桐林合併推進室次長 そのほかの推薦頂くものについては、どれがどうなるかわかりませんので、少数の条例はありますので、40とっておりますけども、50ぐらいになるかもしれません。それはもう成り行きで結構ですんで、よろしいんじゃないかという意味でございます。

そうしますと、推薦頂く数ですけども、これをちょっと確認させて頂きたいと思います。

坂本会長 3つだ言いならなかった。

桐林合併推進室次長 3つでよろしゅうございましょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

坂本会長 それはあれ。20位以外から。

桐林合併推進室次長 はい。20位に入ったもの以外からということですよ。

坂本会長 以外から3つってということですか。

佐伯委員。

佐伯委員 第1選考というのがある程度数が揃っておっても、それが今ここで40くらいがってというような、概ね思っておったんですけども、大体人間考えることは同じですから、いい線が出ると思いますが、今3つというようなことがあったんですが、まあ5つぐらい考えてもいいじゃないかなと思っておったんですが。(発言する者あり)

坂本会長 5つでもいいじゃないですか、5つ言っておいて3つ出される方もああでしょうし。(発言する者あり) 5つ以内ということにしますか。

福田委員 いいですか。私は何ぼでもこだわることはないけど、逆に言うと、この17名が3つしても51、1つわて全部出りゃ51出ると仮定をします、ダブル以上は。5つということになりますと、また相当数がふえますよね。その中で出たものでどういうぐあいに選定をするかということをおも程度思っておかんと、それはもうここに出た数字、先ほどの例によってやるのか、そこら辺ちょっと聞かせておいてほしいです。

坂本会長 その後の2次選定の問題。

はい。

桐林合併推進室次長 よろしいですか。福田委員から御指摘ございましたけども、今考えておりますのは、第1次選定は正直言いましてなかなかちょっと候補としてどうかというのを外せばいいじゃないかなという程度の選定だと思いますので、仮に最終的に80なら80になっても、それはそれで構わないんじゃないかというふうに考えております。本格的に内容を吟味しながら推し進めて考えていただくのは2次選定以降からというふうなことになるかと思しますので、最初少し膨らんでもよろしいんじゃないかなというふうに考えております。ですから、推薦して頂いたものは順位つけることなく、とにかくすべて1次選定としては残すという考えでございます。

坂本会長 どうぞ。

森岡委員 それから、これ20番までということで、6人も来ていると。それから後からみんなから3つずつ出して加えていく。それ以後はこの応募数っていうのが消えますよね、当然。

桐林合併推進室次長 消えます。

森岡委員 消えますね。

桐林合併推進室次長 はい。

森岡委員 それ確認をちょっとしてみたい。数が全部消えちゃうと。今日これが、この資料が傍聴の方に渡っているかどうかという部分をちょっと確認いたしますけども、渡

っていますか。

桐林合併推進室次長 傍聴の皆様にも渡してございます。

森岡委員 なら数みんな知っとられるわけ。

桐林合併推進室次長 はい。ですから、上位のものでどうだったかというのを皆さん御存じですけども、あとはもう個別の内容だけで決めていくということでございますので、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 1次選考の結果というのは、これは公表されるわけですか。

桐林合併推進室次長 する予定でございます。

岡田委員 はい、わかりました。

坂本会長 福田委員。

福田委員 基本的にはそれで結構ですが、やはりこの名前を募集することによって住民に働きかけたということは、それだけ関心があったということを重視すべきだということですから、これはさっきおっしゃったとおり公表されてますから、どれだけ何が出たかというのを恐らく当然、便りなんかを出されるだろうと思いますんで、結果は別でございますけど、やっぱり参加をしたということを協議会としては重視をしておくべきじゃないかなという具合に思いますので、その点だけを申し述べておきます。それから先、とやかくは言いませんけども。そうしないと住民の中でそういうものが出るわ、片一方である。それは経過的にはいろいろありますけど、今度はアンケートを含めているんな段階はありますけども、第1段階として住民がここまで積極的に参加して頂いたということを評価を私はしたいということが言いたいわけです。

坂本会長 ほかに。

桐林合併推進室次長 では、ちょっと最後に確認させていただきます。

坂本会長 桐林合併推進室次長。

桐林合併推進室次長 そうしますと、くどいようですけども、とりあえず1次選定では上位20位までを機械的に選んでしまうと。で、皆様に御推薦いただくのは最大5つまでと、こういうことでよろしゅうございますか。

それから、2次選定以降でございますけども、これはいかがでございましょう。もしこの場で決めるのが難しいということであれば、次回以降に持ち越してもよろしゅうございますけども、数の考え方、あるいは候補の絞り方、これについてはいかがでございませ

うか。

桐林合併推進室次長 それでは事務局案どおりということで一応よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)もうどうしても不都合ということがあれば、また変更の可能性もあるということで、一応この場ではこの案でいくということで。

そうしますと、今後の事務の進め方についてでございますけども、皆様にじっくり考えて頂きたいのはやまやまでございますけども、そうは言いましても一定の時間を繰り出して頂きたいと思います。次回が7月の3日の予定にしておりますけども、協議会がですね。その前1週間ぐらいまでにお出しただけなら、事務局としては整理がつくというふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。(発言する者あり)

坂本会長 よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 1週間。

橋谷委員 済みません。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 自分の選びたいのを3つから5つ選びますよね。その推薦理由というのを書いたらいけないでしょうか。といいますのは、このたびのこのいろんな候補に上がっている中で、つけた理由っていうのにすごくいろんな意味合いがあって、味わい深いっていうか、そこが大事なところだなと思って私読んでみたんですけども、私とその3つから5つ選んだときに、どうしてこういう、これを選んだのかというのを、事務の量が多くなりますけども、それはどんなものでしょうかと思うんですけど。

坂本会長 どうぞ。

桐林合併推進室次長 そういたしますと、もし御異論がなければ、選考理由もあわせて御記入頂いたものを取りまとめさせて頂くということでよろしゅうございましょうか。(発言する者あり)

森岡委員 私はあくまでも選考理由はそういう最後にそれが残ったとしますか。そうするとどっちの理由を使うのか、公表するとき。委員の意向は最終的に投票をするとか、途中の中で出てくると思うんですが、もともと応募をされたときの理由を大事にされにゃいかんでしょうと私は思うんです。そうすると、委員の理由をつけることによって、また複雑になりやしません、事務局どうですか、それ。

桐林合併推進室次長 事務局としては、その労をとらせていただくことはいささかも問

題ではございませんが、順位だけで選んだものと推薦で選んだものとの時点で差が出てくるといふこともあろうかと思っておりますので、その辺を御協議をいただいて、御結論を出していただければと思います。

坂本会長 ただいま橋谷委員は理由をつけさせてほしい、森岡委員は応募者の理由をもって選考してほしいと、全くこれは意見が分かれたわけですが、どうでしょうか、皆さん方は。

福田委員。

福田委員 私も今聞いておっては何と何とと思ったんは、第2次選定の中にいろいろ書いてありますよ、はまあええとして、もええですが、選定方法、ここに書いてある状況というのが本当はまだすかっと理解できんのですね。例えば、各委員から候補に対する意見及び町民等からの意見聴取の結果を報告すると。どういふこと考えておられるのか、またどういふ方法でやられるかといふことがこれちょっと私はまだほかに、まだここまで話が進んでおりませんので、最初、後でここでウ以降に書いてあります連記無記名の投票を行う。それまたここではどういふことがやられるといふことが下の方でかなりくくってあるわけですし、そこら辺の進め方、まあきょう時間がないわけでもここまで議論しておく必要があるかどうか、まあ次回送りでも結構だと思っておりますので、やっぱりそれを絞っていくときには相当意見も違ってくるだろうと思っておりますし……。

坂本会長 今は、応募者の意見を尊重してするといふのが……。

福田委員 はい。私もそういう考えである。

坂本会長 自分の意見を……。どっちがいいかといふこと。

福田委員 いや、私はやっぱり、そういう方法で、あくまでも重視をして、輪を広げていて、それからこの2次選定に入るわけでしょ。

坂本会長 いやいや、今5つ選ぶ……。

福田委員 それはわかります、それは。

坂本会長 その5つ選ぶのに、委員の意見を付させてごせとおっしゃると、それをしちゃ、まずんなあへんかよといふ2つの意見が出ましたから……。

福田委員 私はそのこっちの方の意見で。

坂本会長 そうですか。

福田委員 それで、ここに書いてあってまた委員のそれぞれ意見をつけて出したときには大変、どげしても書いてああけん、その辺がちょっと理解ができんがどうかいなといふ

ことで。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 ちょっといいですか。橋谷さんがおっしゃったのは、ここの出された理由書いてありますよね。その中で自分はこれに賛同したからということを書かれないわけですよ。

橋谷委員 共鳴したっていう、そうです。

磯田委員 全く違った自分の意見という意味じゃないでしょ。

橋谷委員 そうです、はい。

磯田委員 今、森岡委員が言われたような。それだったらいいじゃないですか、一緒なことじゃないです。

森岡委員 今、言葉返すようだけでも、こういうものがあって、この中からこれは3つなら3つを選んでください。それなりの理由があって選ぶわけですから、だけど、あくまで最終的に、それに当たったとしますか。そのときには、この理由を表に出して公表せないかんでしょ。それに自分の意見が加わってくると、委員の。選定するのは理由があってそれを推薦するわけですから、途中の協議の中でもまた言う場はあるんだろうと思うんですよ。それで、今のあんまり煩雑にならんように、私は5つじゃなくて3つでいいと思う。極端に言えば1つでいいと思うです、推薦はね。(発言する者あり)

宇田川委員 右か左かの右なら右、左なら左、きちっと意見をきちっと集約したら。

坂本会長 橋谷さん、今の森岡委員さんの意見は。

橋谷委員 ええ、よくわかりました。

坂本会長 わかりました。じゃあよろしいですか。

橋谷委員 はい。折れますので。済みません。(発言する者あり)

坂本会長 応募者の御意見を尊重して、委員についてはまた2次選定とかいろいろ後でありますから、そういう場面で表明していただけたらいいのではないかと思います。

そうしますと、私の方で改めて確認をさせていただきますが、おおむね40程度を第1次選定の候補として選定しますけれども、これが40が50になるかもわかりませんし、その辺は臨機応変に対応させてください。そのうちの20につきましては、応募人数の多いもの、上位からとっていきます。あと委員さんが5つまで、3つでもいいし、5つでもいい。しかし5つまでを限度といたしまして、来月3日からの1週間前ぐらいまでにされて、事務局の方に持参なり郵送なりしていただきたい。期限は。

桐林合併推進室次長 そうしますと、7月の3日の次回の協議会に間に合わせるということで、6月25日、水曜日までにお出し頂きたいと思います。

坂本会長 なら6月25日水曜日までに委員さんの方から選んで持って行っていただきたいというように思います。その結果がそのまま1次選定の候補数になるというように御理解ください。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 他にありますか。

桐林合併推進室次長 そうしますと、これからの事務の進め方についてちょっと御説明させていただきます。

きょうの結果を受けまして、方針が決まりましたのでそれを取りまとめたもの、それから上位20位までで決まったものと、そうでないものの区別、一見して区別できる理由つきの一覧表、これとあとお届け頂く推薦用紙、これを月曜日か火曜日ぐらいまでにさせて頂けたらと思いますけども、各委員の皆様にはお届けさせて頂きたいと思いますので、25日までに必ずお出しいただくようによろしくお願いいたします。

坂本会長 そういたしますと、新町の名称の決定、候補の選定については以上で終わりたいというように思います。

7番、今後の協議会の開催日程についてをお諮りいたします。

はい。

奥山合併推進室長 第7回会議につきましては7月3日、13時30分から16時までということで、会見町役場の3階の会議室で行いたいというふうに思います。次に第8回であります、これは7月22日火曜日、午前9時から12時まで。これは西伯町の方の会場で行いたいというふうに思います。(発言する者あり)

それで、本来なら毎月1回ということでございますが、本協議会におきましては小委員会をやらないというようなこともありますものでして、これからどんどん調整方針等の作業が進んでくるわけでありまして、7月以降につきましては2回、複数の回をこなしていただくようお願いをしたいというふうに思っております。8回の会議につきましては、7月22日火曜日、午前9時から12時までということでございますので、御都合の方よろしくお願いいたします。(発言する者あり)西伯町役場会議室というふうにお願います。

坂本会長 今の専門部会の案件がどんどんまとまって協議会の方に提案されるような時期を迎えておりますので、大変委員の皆様には恐れ入りますけれども、7月から最低2回

ぐらいはお世話にならんと回らんのではないかと思いますので、よろしく御協力ください。7月は3日の1時半から会見町役場、22日は9時から西伯町役場の方で開催するという事で御確認をいただきたい。よろしく申し上げます。

皆様方の方でこの際何かあれば。

ないようでございますので、三鴨副会長さんの方からごあいさつを頂きまして、本協議会を閉会にいたしたいと思っております。

三鴨副会長 えらい長時間にわたって熱心な協議ありがとうございました。また、傍聴の皆さんもありがとうございました。

ひとつ西伯町の皆さんにお断りしなければいけないなと思っておりますのが、今御案内のように、会見町の中には米子との合併ということで大変ピラが新聞に折り込みされておるということでございます。当時、この方等は米子市との合併をしなければいけないという大きな理由が、会見町の1人当たりの借金が米子に比べて多い。自主財源が少ない。これは会見町、将来財政的にやっていけないから合併をしなければいけないということでありましたけども、御案内のように米子市の財務内容、相当厳しいものがございます。ですから、この米子の方等が市の中身というものを十分御承知なのかなと。私はその借金がい悪いの問題じゃないと思っておりますけども、こういう米子との合併の思いというものではなくしてアンケートをとらなかったか、あるいは借金が会見町の方が多いというような言われ方というのはいかがなもんかなと思っております。

ところが6月の4日の日の新聞の中に、今度はそこら辺じゃなくして、西伯町病院の改築に総事業費が55億円入ったということで、これが将来、財政あるいは税金を使うんじゃないかということがございました。大変ここら辺は残念な部分だなあと。長年西伯町は鳥大医学部と絶えず連携をしながら頑張ってきた。ここら辺が一つの町民の安心の部分だろうと思っておりますし、地域医療の一つのかなめとして私も合併を選んだのは、この病院、それから特別養護老人ホーム、ここら辺の弱者のあるいは将来の安心感というものはこちらに意義があるんじゃないかなという思いで取り組んだわけですけども、これが町民の皆さんに理解が頂けない。当然この病院の改築につきましては、一つの国の政策等もありますし、またこの計画というものは、病院の起債等を借りながらきちんとした移譲、収入で賄っていく部分でありますんで、大変御無礼な部分だろうと思っております。

といたしますのが、会見町の庁舎、昭和62年ですか、建設したときも、こういったむだな大きな投資をして贅沢だと、税金あんまり使い過ぎだということがありましたけども、

現に鳥取県西部地震のときにはこれがきちんとあったから、これを拠点施設として町民の皆さんに絶えず朝晩、防災無線を流しながらやったり、あるいはそこで一つの対処をやってきた。公の施設いうものは、やはりきちんとしたものを使いながら、非常事態の個人の生命・財産等を守っていく行政の使命があるかと思っておりますので、大変この辺が中身を十分確認せずにこういう宣伝がされるというのは大変寂しいことでもありますし、私の至らないところでありまして、西伯町の皆様方には大変申しわけないと思っております。

私は9日から全集落を回って、今のこの合併の状況説明とそれから思いというようなものをもう一度町民の皆さんに呼びかけながら、至りませんけども努力してまいりたいという思いであります。ひとつ皆様のまた御理解を賜りたいと思っております。

今日は本当に長時間にわたりましてありがとうございました。よろしく申し上げます。

(閉 会 午後5時)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員